第2次湯沢町環境基本計画

令和3年3月

新潟県湯沢町

湯沢町自然保護憲章

一、自然を尊び自然に親しみ、美しい郷土を保護することは、われら町民の責務である。われらはこの責務を忘れる行ないをしてはならない。

二、自然は、自然の調和をそこなうことなく、自然をかしこく活用することによって保全される。災害防止施設、その他の公共施設の整備、産業の開発、観光レクリエーション施設の設置等の場合においても、自然を尊重配慮しなければならない。

三、住民は家屋その他の施設をする場合においては、自然環境に適合するよう配慮工夫をするとともに周辺の緑化、河川、道路の清掃美化に努めなければならない。

四、郷土の自然景観、学術的、観光的価値ある動植物、地質、鉱物、及び記念樹木等は、われらのかけがえのない宝である。一人一人が愛護に努めなければならない。

五、町は、自然保護に関する対策を樹立し、これが実効を期さなければならない。

（昭和四十七年四月制定）

湯沢町町民憲章

～わたしたちのねがい～

美しい自然につつまれた
雪のまち湯沢
きよらかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高い町を
つくりましょう

（昭和六十年十月制定）

町の花「コスモス」
（平成3年3月指定）

町の木「紅山桜」
（昭和48年5月指定）

●写真提供／湯沢里山クラブ代表 高橋正明

町章
（昭和40年12月制定）

新潟県湯沢町

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
湯沢町役場 環境農林課

TEL 025-788-0291
FAX 025-784-3582

https://www.town.yuzawa.lg.jp/

本誌は、新潟県、湯沢町と共に取り組む「フジロックの森」プロジェクトの一環として、フジロックの開催地周辺の間伐材を活用した紙「フジロック・ペーパー」を使用し、新潟県の環境保全に貢献しています。

目 次

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景 …… 1
２　計画の役割と位置づけ …… 2
３　計画の対象地域と対象範囲 …… 2
４　計画の担い手 …… 3
５　計画期間 …… 3
６　計画の構成 …… 4

第２章　計画の目標と指針

１　目指す環境像 …… 5
２　基本目標 …… 6
３　施策の体系 …… 8

第３章　目標に向けた取り組み

基本目標１　自然を守り自然に親しむまち …… 9
（１）豊かな森林を保全します
（２）心安らぐ田園風景を大切にします
（３）生き物の多様性を守ります
（４）公園・緑地を維持管理し緑化を推進します
（５）自然とのふれあいを大切にします
基本目標２　安心して快適に暮らせるまち …… 13
（１）河川の水質を守ります
（２）きれいな空気を守ります
（３）騒音・振動対策を推進します
（４）化学物質などへの対策を推進します
（５）不法投棄をなくします
（６）たばこの分煙・禁煙やポイ捨て対策を推進します
（７）美しいまち並み景観を創造します
（８）克雪対策を推進します
（９）安心・安全な住環境を守ります
基本目標３　資源を大切にする地球環境にやさしいまち …… 19
（１）ごみの減量化・資源化と適正処理を推進します
（２）エネルギーの有効利用を推進します
基本目標４　環境保全にみんなで取り組むまち …… 22
（１）環境教育を推進します
（２）歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します
（３）環境保全活動を推進します

第４章　私たちの行動指針

１　身近な省エネ行動と効果 …… 25
（１）冷暖房
（２）照明・テレビ
（３）台所・トイレなど
（４）自動車

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制 …… 29
（１）湯沢町環境審議会
（２）湯沢町環境基本計画推進庁内会議
（３）環境情報の共有化
２　計画の進行管理 …… 30

第６章　資 料 編

資 料 １　湯沢町環境基本条例 …… 31
資 料 ２　アンケート調査の概要 …… 34
資 料 ３　湯沢町環境審議会委員 …… 51
資 料 ４　湯沢町環境基本計画推進庁内会議委員 …… 51
資 料 ５　第２次湯沢町環境基本計画策定経過 …… 52

第２次湯沢町環境基本計画の策定にあたって

湯沢町は、新潟県の最南端部に位置し、魚野川や清津川などの清流が北流し、「日本百名山」に数えられている谷川岳や苗場山などの雄大な山々に囲まれた山岳地帯です。町内の大部分は、上信越高原国立公園と魚沼連峰県立自然公園に指定され、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

当地は江戸時代より、越後から関東に通ずる三国街道の宿場町として栄え、大正時代に初めてスキーが伝わり、昭和に入ると上越線全線開通が一大転機となり、温泉の再開発やスキーの普及とともに「スキーと温泉のまち」として脚光を浴びるようになりました。

美しく豊かな自然環境は、町民の暮らしに潤いを与えてくれるだけでなく、町の基幹産業である観光を支える貴重な資源でもあり、昭和４７年にはその良好な自然環境を保全し、より活用を図るべく「湯沢町自然保護憲章」を制定しました。

また、地球温暖化などが大きな環境問題となる中で、町は平成２１年９月に制定した「湯沢町環境基本条例」に基づき、平成２４年４月に令和２年度までの９年間を計画期間とする「湯沢町環境基本計画」を策定し、地球温暖化防止対策や低炭素･循環型社会の推進などについて、取り組んでまいりました。

このたび策定した「第２次湯沢町環境基本計画」では、根幹となる目指す環境像は継承しつつ、基本目標の見直しやその目標に向けた取り組みの整理などを行い、よりわかりやすく実効性のある内容としました。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました湯沢町環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民、事業者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和３年３月

湯沢町長　田 村 正 幸

第１章　計画の基本的事項

1　計画策定の背景

今日の環境問題は、生活排水などによる水質汚濁や廃棄物の不法投棄といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題にいたるまで多岐にわたっています。また、多くの環境問題は、私たちが生活の利便性や物質的な豊かさを追求するあまり定着化した、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルや経済活動に起因しており、特に地球温暖化の問題は、その与える影響の大きさや深刻さから、私たちの生活基盤にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

湯沢町では、平成２１年９月に、恵み豊かな環境の将来世代への継承や持続的発展が可能な社会の実現などを基本理念とする「湯沢町環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本方針を定めました。その基本方針に則り、平成２４年４月には、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「湯沢町環境基本計画（第１次計画）」を策定しました。その後、平成２９年３月には第１次計画の見直しを行い、現在にいたるまで各分野において環境施策の推進に努めてきました。

こうしたなか、近年の環境を取り巻く世界の動向は、平成２７年９月に地球規模での問題を国際社会が協働して解決に取り組む持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」や、同年１２月には、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されるなど、環境問題に対する国際的な取り組みが活発化しています。

国では、こうした動向を踏まえ、平成２８年５月に「地球温暖化対策計画」、また平成３０年４月には「第五次環境基本計画」を策定するなど、各種計画を策定し環境施策を推進していこうとしています。

この度湯沢町では、第１次計画の計画期間の終期を迎えたことに加え、こうした社会情勢や本町を取り巻く環境面の課題に適切に対応していくため、「第２次湯沢町環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、環境保全に関するさらなる取り組みを推進していきます。

〈湯沢町環境基本計画策定後の世界や国の主な動向〉

平成２４年（２０１２年）	４月	町	「湯沢町環境基本計画」策定
		国	「第四次環境基本計画」策定
	９月	国	「生物多様性国家戦略２０１２-２０２０」策定
平成２７年（２０１５年）	９月	世界	「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ(持続可能な開発目標（SDGｓ））」採択
	１２月	世界	「パリ協定」採択
平成２８年（２０１６年）	５月	国	「地球温暖化対策計画」策定
	１２月	国	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」策定
平成３０年（２０１８年）	４月	国	「第五次環境基本計画」策定
	６月	国	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定
			「気候変動適応法」制定
	７月	国	「第５次エネルギー基本計画」策定
	１１月	国	「気候変動適応計画」策定
令和元年（２０１９年）	５月	国	「プラスチック資源循環戦略」策定
			「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定
			「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定
	６月	国	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定
		世界	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有

2　計画の役割と位置づけ

本計画は、湯沢町環境基本条例第８条の規定に基づき策定するものであり、環境の保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、基本的な方向を示すとともに、行政だけでなく事業者や住民等のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

また、本計画は、上位計画である「湯沢町総合計画」を環境面から推進するための部門別計画と位置づけられ、町の各行政分野において計画や事業を立案･実施する際には、本計画と整合を図るよう配慮する必要があります。

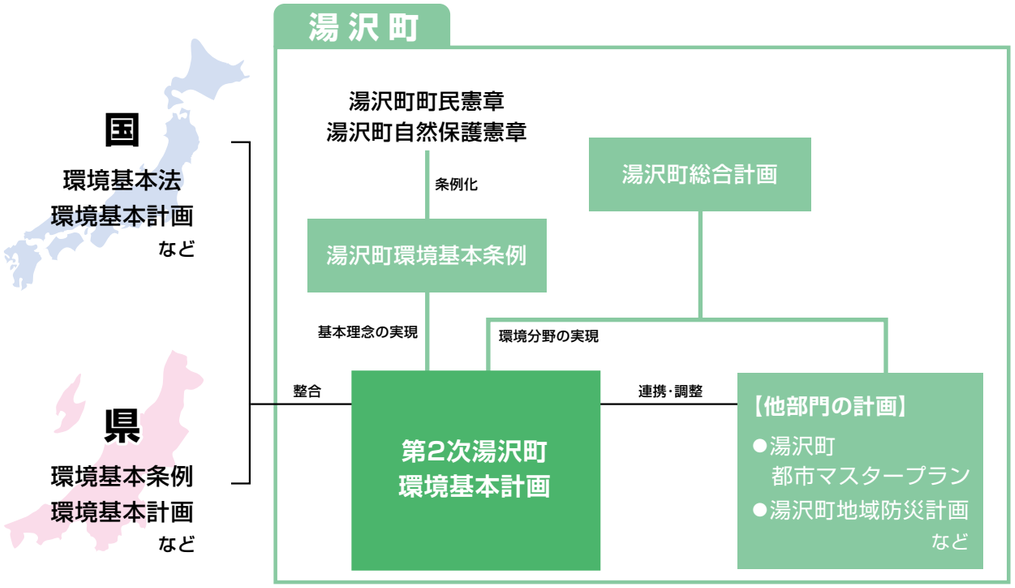

3　計画の対象地域と対象範囲

本計画の対象地域は、町内全域とします。なお、行政区域にとどまらない広域的な対応が必要な場合は、国や県、他の自治体と連携･協力して取り組みを進めることとします。

また、本計画ではこれまでの現状と課題を踏まえ、対象の分野を「自然環境」「生活環境」「地球環境」そして「協働による環境保全」の計４つに区分し、日常の身近な環境問題から地球規模の環境問題まで総合的に捉えていきます。

対象分野	対　象　範　囲
自　然　環　境	森林、田園、生物多様性、公園・緑地　など
生　活　環　境	水質、大気、騒音・振動、不法投棄、克雪利雪、防災　など
地　球　環　境	廃棄物の減量化・資源化、再生可能エネルギー　など
協働による環境保全	環境教育、環境保全活動　など

4　計画の担い手

本計画の担い手は、町（行政）はもちろんのこと事業者、住民等湯沢町のすべての人となります。それぞれの主体が役割を担い、相互協力により効果的な取り組みを進めていく必要があります。

湯沢町環境基本条例（抜すい）

（町の責務）

第４条　町は、前条に規定する基本理念に則り、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、第３条に規定する基本理念に則り、その事業活動にかかる環境への負荷の低減に努め、公害の防止及び自然環境の保全に必要な措置を行う責務を負うとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第６条　住民は、第３条に規定する基本理念に則り、日常生活において環境への負荷の低減と自然環境の保全に努めるとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

２　住民以外で町の区域内に所在する者は、前項に規定する住民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

5　計画期間

令和３年度（２０２１年度）から令和１２年度（２０３０年度）まで

本計画の計画期間は、中･長期的な将来を見据え湯沢町総合計画の計画期間との整合性を図り、令和３年度から令和１２年度までの１０年間とします。ただし、本町を取り巻く社会情勢や環境問題の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

6 計画の構成

第１章　計画の基本的事項…… 計画全般に共通する基本的考え方を示します。

1　計画策定の背景
2　計画の役割と位置づけ
3　計画の対象地域と対象範囲
4　計画の担い手
5　計画期間
6　計画の構成

第２章　計画の目標と指針…… 湯沢町が目指す環境像と基本目標を示します。

1　目指す環境像
2　基本目標
3　施策の体系

第３章　目標に向けた取り組み…… 各主体の目標に向けた取り組みを示します。

基本目標１　自然を守り自然に親しむまち
基本目標２　安心して快適に暮らせるまち
基本目標３　資源を大切にする地球環境にやさしいまち
基本目標４　環境保全にみんなで取り組むまち

第４章　私たちの行動指針…… 日常における行動指針を示します。

1　身近な省エネ行動と効果

第５章　計画の推進…… 目指す環境像を実現するための推進体制や進行管理のあり方を示します。

1　計画の推進体制
2　計画の進行管理

第６章　資料編

第２章　計画の目標と指針

1 目指す環境像

目指す環境像とは、湯沢町環境基本条例第３条の基本理念に基づき設定された、湯沢町が目標とし達成しようとする環境の姿をイメージ化した計画の基本となるものです。本計画の策定にあたり、前計画の基本方針や町民等へのアンケート結果などを踏まえ、前計画の「目指す環境像」を継承することとし、以下のとおり宣言します。

自然を愛し自然とともに生きるまち
～ つなごう未来へ 美しい四季の湯沢 ～

湯沢町環境基本条例（抜すい）

（基本理念）
第３条　環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念のもとに推進しなければならない。
（１）人が健康で快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
（２）自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現すること。
（３）町、事業者及び住民等は、地球環境の保全を自らの責務としてとらえ、自主的かつ積極的に取り組むこと。

2　基本目標

目指す環境像の実現のため、４つの分野において基本目標を定め、それぞれの目標達成に向けた取り組みを進めていきます。

自然を守り自然に親しむまち

清らかな水、澄んだ空気、緑あふれる山々など、湯沢町は豊かな自然環境に恵まれています。そこは多種多様な生物の生息・生育の場となっているだけでなく、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらす場でもあります。こうした湯沢町が誇る恵み豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくためにも、良好な自然を守り自然に親しむまちを目指します。

安心して快適に暮らせるまち

日々、私たちが健康で快適な生活を送るためには、水や空気が良好な状態に保たれ、騒音などの環境公害に悩まされない生活環境が必要です。また、豪雪地帯における克雪対策や多発する自然災害への防災・減災対策の推進により、誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指します。

資源を大切にする地球環境にやさしいまち

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活だけでなく自然の生態系にもさまざまな影響を及ぼしています。環境への負荷をできるだけ少なくするためには、再生可能エネルギーの活用など低炭素型の暮らしを実現させる取り組みが必要です。また、廃棄物の減量化・資源化や適正処理などの推進により、循環型社会の形成を図り、資源を大切にする地球環境にやさしいまちを目指します。

環境保全にみんなで取り組むまち

目指す環境像を実現していくためには、町・事業者・住民等すべての主体が協働し、積極的に環境問題に取り組むことが重要です。効果的な環境教育や環境保全活動の推進により、地域全体で環境問題に対する意識を高め、環境保全にみんなで取り組むまちを目指します。

これらの基本目標を達成するため、令和３年度を初年度とする「湯沢町総合計画」の前期基本計画期間と合わせた５年後を目標に、本計画における個別の成果指標（一部は総合計画と共通）を設定し、取り組みを展開していくこととします。

なお、総合計画の前期基本計画では、「自然と共生し、安全･快適に暮らせるまちづくり」を基本政策の一つとして環境に関連する目標値を掲げています。湯沢町環境基本計画は、総合計画を環境面から推進するための部門別計画として、総合計画における成果指標の目標値の達成も含めて取り組んでいくことになります。

そして、本計画の推進にあたり、それぞれの基本目標において、持続可能な開発目標（SDGs※）の１７のゴールとの関連性を明確にするうえで、SDGsの目標を踏まえた施策を展開することが、持続可能な社会の実現につながることとなります。

※SDGs（エスディージーズ）は、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称で、２０１５年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された、２０３０年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。１７のゴール（目標）と１６９のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓い、発展途上国、先進国に関わらず普遍的に取り組むものとして、国においても積極的な取り組みが進められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における１７の目標

目標　１	貧　　困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標　２	飢　　餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標　３	保　　健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標　４	教　　育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標　５	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標　６	水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標　７	エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標　８	経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標　９	インフラ、産業化、イノベーション	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標１０	不　平　等	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標１１	持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標１２	持続可能な生産と消費	持続可能な生産消費形態を確保する
目標１３	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標１４	海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標１５	陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標１６	平　　和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標１７	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（資料：国際連合広報センター、外務省ウェブサイト）

3 施策の体系

目指す環境像の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

目指す環境像

自然を愛し自然とともに生きるまち
～つなごう未来へ美しい四季の湯沢～

基本目標１　自然を守り自然に親しむまち

目標に向けた取り組み
- （1）豊かな森林を保全します
- （2）心安らぐ田園風景を大切にします
- （3）生き物の多様性を守ります
- （4）公園・緑地を維持管理し緑化を推進します
- （5）自然とのふれあいを大切にします

基本目標２　安心して快適に暮らせるまち

目標に向けた取り組み
- （1）河川の水質を守ります
- （2）きれいな空気を守ります
- （3）騒音・振動対策を推進します
- （4）化学物質などへの対策を推進します
- （5）不法投棄をなくします
- （6）たばこの分煙・禁煙やポイ捨て対策を推進します
- （7）美しいまち並み景観を創造します
- （8）克雪対策を推進します
- （9）安心・安全な住環境を守ります

基本目標３　資源を大切にする地球環境にやさしいまち

目標に向けた取り組み
- （1）ごみの減量化・資源化と適正処理を推進します
- （2）エネルギーの有効利用を推進します

基本目標４　環境保全にみんなで取り組むまち

目標に向けた取り組み
- （1）環境教育を推進します
- （2）歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します
- （3）環境保全活動を推進します

第３章　目標に向けた取り組み

ここでは、本計画が掲げる４つの基本目標の達成に向け、その取り組みにおいて現状と課題を整理し指標を設定するとともに、町･事業者･住民等の具体的な取り組みの方向を示します。

基本目標１　自然を守り自然に親しむまち

（１）豊かな森林を保全します

現状

湯沢町の豊かな森林は、町の総面積の約９２％を占め、そのうち２３％が民有林です。森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、多種多様な生物の保全、林産物の生産機能のほか、水源涵養や土砂流出防止、野生動植物の生息、景観形成などの多面的な機能を果たしています。しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在化などから、間伐等の管理が行きとどかない森林の増加が懸念されています。また、スギの花粉生産量は増加傾向にあり、スギ花粉症などを引き起こす要因となっています。

取り組みの方向

［住民等・事業者］
- 山菜など動植物の乱獲をせず、保護に努めます。
- 地元の林産物を優先的に使用します。
- 森林所有者･使用者は、適切な管理を行います。
- 森林の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

［町］
- 森林所有者への情報提供や啓発活動により、計画的な森林整備を促します。
- 水資源を守り、安定して供給するため、森林保全に取り組みます。
- 間伐材などの森林資源の利用を進めます。
- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の運用による森林整備を推進します。
- 花粉の少ないスギ花粉症対策品種の情報提供や普及に努めます。
- 体験教室などのイベントを通じて、森林の重要性をPRします。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
森林が豊かなことに満足している町民の割合	８７.３％	９１.６％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

（２）心安らぐ田園風景を大切にします

現状

湯沢産コシヒカリは、宿泊施設や飲食店における食事やお土産、通信販売などの流通等により、生産量を上回る需要があります。しかし、農地が小規模で中山間地といった耕作不利条件や農地耕作者の高齢化･後継者不足などの理由から、耕作放棄地、休耕田の増加が危惧されています。また、農地や水路は、単に農作物を生産するだけでなく、美しい田園風景や「田んぼダム」としての貯水機能、水生生物の生息環境保全機能といった役割も果たしています。農地や水路の適正な維持管理により多様な生態系と自然環境の維持･回復を図る必要があります。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 農薬の使用をできるだけ控えます。
- 地元の農産物を優先的に使用します。
- 耕作放棄地、休耕田の有効利用や景観維持に努めます。
- 農地の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

[町]

- 耕作放棄地、休耕田の発生防止や解消に努めます。
- 高品質米づくりや地場産野菜の普及に努め、農業振興を図ります。
- 農薬や肥料の適正な使用を推進します。
- 追払いや電気柵設置への補助、テレメトリーによる生態調査、学習会の開催など、有効的な有害鳥獣被害対策に取り組みます。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
農地の耕作率	９９.６％	９９.８％	現状値は湯沢町農業委員会の令和元年度「耕作放棄地調査」による

（３）生き物の多様性を守ります

現状

新潟県の最南端に位置する湯沢町は、県境に連なる２,０００ｍ級の山々や、魚野川や清津川といった美しい清流が流れる自然豊かなまちです。この豊かな自然環境は、多くの動植物を育み、特色ある生態系をもたらしています。私たちの暮らしは、多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、多様な動植物の生息･生育環境を保全していくとともに、生物多様性に関する普及啓発により、その大切さを広く周知していく必要があります。

取り組みの方向

ウチョウラン

[住民等・事業者]

- 在来種への影響を理解し外来生物の放流・遺棄や持ち込みはしません。
- 希少な動植物の生息･生育に関する情報提供に協力します。

[町]

- 生物多様性に関する普及啓発を行い意識の高揚を図ります。
- 希少な動植物の生息･生育環境の適切な維持管理を推進します。
- 外来生物による生態系への被害防止に努めます。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
多様な生き物がいることに満足している町民の割合	７１.５％	７５.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

（４）公園・緑地を維持管理し緑化を推進します

現状

私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えてくれる公園や緑地は、災害時における避難場所や良好なまち並み景観の形成など多面的な機能を有しています。湯沢町には１２箇所、３３.０５haの都市公園が計画決定されています。公園整備水準は、都市計画区域内人口１人当たり３５.４㎡で、全体の供用開始率は７８.３％となっており、人口１人当たりの面積では全国平均（H３１.３.３１:１０.６㎡）、新潟県平均（H３１.３.３１:１８.０㎡）を大きく上回るなど充実した環境にあります。今後も、市街地における住宅、事業所、公共施設などの敷地内緑化を推進し、調和のとれた緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 公共の場である公園を大切にし、適正に使用します。
- 住宅や事業所の敷地内緑化に努めます。

[町]

- 公園の適正な維持管理を推進し、快適な空間を提供します。
- 苗木や花苗を配布するとともに、町民の理解と協力のもとで植樹や花の育成を推進します。
- 町の木、花のＰＲと普及に努めます。
- 街路樹の維持管理に努めます。
- 公共施設の敷地内緑化を推進します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
広場・公園など憩いの場があることに満足している町民の割合	５４.７％	６０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計
町道植樹面積	５９０.４３㎡	現状維持	現状値は令和元年度末時点の数値

（５）自然とのふれあいを大切にします

現状

湯沢町には、谷川連峰や苗場山などの山々や清らかな水が流れる魚野川などの河川があり、人が自然とふれあう環境が整っています。しかし、近年人間の暮らしと自然の結びつきが次第に薄れるなか、人が自然にふれあう機会が減ってきています。日々の暮らしのなかで自然とのふれあいを通じて自然を身近に感じることにより、自然を大切に思い豊かな心を育むことが大切です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 子どもたちが自然のなかで行うキャンプやレクリエーションなどに参加する機会を増やします。
- 自然のなかで動植物の観察や山菜採りを行い自然とふれあいます。
- 身近な自然の清掃活動に参加します。

[町]

- 登山道や案内看板を整備し、自然散策の安全性を高めます。
- 自然を生かした遊歩道を整備し、自然とふれあう機会をつくります。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
みどりや水辺での自然とのふれあいに満足している町民の割合	７８.６％	８５.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

基本目標２　安心して快適に暮らせるまち

（１）河川の水質を守ります

現状

湯沢町の主要河川として流れる魚野川は、一級河川として豊かな水量と良好な水質を維持しており、町の水道水として活用されるだけでなく、多様な動植物を育み豊かな自然景観を形成しています。夏季にはファミリーや釣り人など多くの観光客がレジャースポットとして親しむことができる町の貴重な観光資源です。しかし、冬季には灯油流出事故が毎年多発しており、水質への影響が懸念されています。また、下水道の整備も進んでいますが、水洗化率は８５.３％にとどまっており、浄化槽の設置がなく生活排水が未処理で放流されている地域も残っています。信濃川水系の最上流域に位置する湯沢町にとって良好な水質を保全する責務は重く、河川を汚さないよう水質汚濁の防止に努める必要があります。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 河川や用水路の清掃活動を行います。
- 水辺の開発・整備にあたっては、生態系や景観に配慮します。
- 下水道供用区域では、速やかに下水道に接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 合併処理浄化槽など排水処理設備の適正な点検管理を行います。

[町]

- 河川の水質検査を継続します。水質に汚染が認められた場合は、速やかに周知するとともに、関係機関と連携して原因究明と対策に努めます。
- 灯油流出事故を未然に防止するため、啓発活動の充実を図り、給油自動停止装置などの普及に努めます。
- 下水道供用区域の水洗化を促進するため、接続の向上を図ります。
- 下水道未整備地域での合併処理浄化槽による生活排水処理の促進を図ります。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
汚水処理人口普及率（総合計画との共通指標）	９８.６％	１００％	現状値は令和元年度末時点の数値【汚水処理人口/行政人口】
川などの水がきれいなことに満足している町民の割合	９１.５％	９５.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計
河川への油等の流出事故発生件数	４件	０件	現状値は令和元年度の発生件数

（２）きれいな空気を守ります

現状

私たちが日常生活を快適に暮らすためには、きれいな空気は必要不可欠です。アンケート調査によると、９割以上の町民が「空気がきれいなこと」について「満足」若しくは「やや満足している」と感じており、恵まれた自然環境にある湯沢町では空気は良好な状態にあるといえます。しかし、近年における光化学スモッグやＰＭ２．５などによる大気汚染は、地球環境だけでなく私たちの健康に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、地球規模の問題として世界各国において大気汚染を防止する対策が求められています。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 近所への移動には車の使用を控えます。
- 自動車やバイクを運転するときは、エコドライブを実践します。
- 枯れ枝、枯れ草などは野焼きをせず、適正に処理します。
- ボイラーなどの燃焼温度に注意し、排ガスの適正化に努めます。

[町]

- 一般環境大気測定局（南魚沼市）における大気汚染物質の情報発信を継続します。
- 光化学オキシダントの注意報発令時の連絡体制を維持し、新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱に従って関係機関に注意報を連絡します。
- 野焼きの禁止を周知・啓発します。
- 低公害車や次世代自動車の導入を推進するための啓発を行います。
- アイドリングストップをはじめとしたエコドライブの普及に努めます。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
空気がきれいなことに満足している町民の割合	９５.９％	９８.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

（３）騒音・振動対策を推進します

現状

騒音や振動は、私たちの日常生活において最も身近な環境問題といえます。湯沢町では、新幹線や高速道路の整備により交通の利便性が向上した一方で、沿線地域において騒音や振動の一因となっています。また、その発生源は特定施設の事業活動によるものや一般家庭からの生活騒音など多岐にわたることから、日々の暮らしのなかで私たち一人ひとりが意識し、騒音や振動の発生抑制に努める必要があります。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 自動車やバイクはきちんと整備し、騒音などで迷惑をかけないよう配慮します。
- 音楽鑑賞や楽器演奏で近隣の迷惑にならないよう、音量と時刻に配慮します。
- ペットの鳴き声が迷惑とならないようしつけを充分に行います。
- 飲食店・サービス業などでは、深夜営業時の音量を控えます。
- 事業場、建設作業場などの騒音、振動の防止対策を行います。

[町]

- 自動車交通騒音の調査を実施します。
- 建築・土木業者に対して低騒音・低振動型の工法や機械の設置とともに防音対策や作業時間帯の配慮を促します。
- 深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺の生活環境への配慮を促します。
- 日常生活に伴う騒音や振動を防止するため、各家庭にマナーの向上や自主的対策と配慮を促します。
- 関係機関と協力し、改造車両の騒音防止に努めます。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
住まいの周辺が静かなことに満足している町民の割合	７４.７％	８０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

（４）化学物質などへの対策を推進します

現状

私たちが日ごろから使用している多くの製品は、さまざまな化学物質により作られています。中には有害なものもあり、その使い方や廃棄方法を間違えると、人の健康や自然の生態系へ悪影響を及ぼすおそれがあります。私たち一人ひとりが化学物質に関する理解を深め適正に使用することにより、化学物質による環境リスクを低減することが必要です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 化学物質について認識を深め適正に使用します。
- 保存料や着色料などの少ない食品を優先的に購入あるいは販売します。
- 有害化学物質の輸送や保管・使用時の汚染対策を講じます。

[町]

- 農薬の使用を抑制し、毒性の低いものを優先的に使用するよう啓発します。
- 農薬の化学物質、環境ホルモン、保存料及び着色料などに関する情報を提供します。
- 有害化学物質や放射性物質などに関する情報の収集や提供に努めます。

（５）不法投棄をなくします

現状

湯沢町では、山林をはじめ道路脇や河川敷への廃棄物の不法投棄が問題となっています。不法投棄は景観を損ねるだけでなく環境汚染を招くおそれがあり、町では環境指導員の協力のもと、町内パトロールなど環境美化活動を行っていますが、不法投棄ごみの処理のために毎年多額の費用負担が発生しています。産業廃棄物から空き缶などのポイ捨てにいたるまで、町内各地の不法投棄に対処するため、監視体制の強化や未然防止に向けた啓発活動など徹底した防止対策が必要です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 不法投棄は絶対にしません。
- 行楽地からはごみを持ち帰ります。
- 不用となった自動車、電化製品などは、適正に廃棄します。
- ペットのフンは放置せず適正に処理します。

[町]

- 不法投棄防止の広報活動（警告看板、広報、折込チラシ）を推進します。
- 環境指導員によるパトロールや関係機関との連携により、不法投棄の防止を推進します。
- ペットのフン害防止のための啓発活動を強化します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
不法投棄件数	２０件	０件	現状値は令和元年度の件数

（６）たばこの分煙・禁煙やポイ捨て対策を推進します

現状

平成３０年に成立した健康増進法の改正により、学校や病院などの公共施設をはじめ、飲食店や職場などの施設に対し受動喫煙対策が義務化されました。湯沢町が所有する施設では、全ての施設において分煙･禁煙が実施されていますが、敷地内すべてを禁煙とする敷地内禁煙を実施している施設は約半数にとどまっています。「湯沢町健康づくり計画実態調査」によると、喫煙率は１５年前と比較し男女ともに半減していますが、男性は約３割、女性は約１割が喫煙者であり、そのうち約１割の人が喫煙時の配慮をしていないことから、受動喫煙防止にも引き続き努めていく必要があります。また、町のいたるところにポイ捨てされた吸い殻は、まちの美観を損ねるばかりでなく、時には林野火災を招くおそれもあります。私たちの健康を守り快適な暮らしを実現するためには、分煙･禁煙やポイ捨てに対する積極的な施策が求められています。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- たばこの吸殻のポイ捨てはしません。
- 分煙場所、禁煙場所を守ります。

[町]

- 喫煙と健康被害について広報啓発を行います。
- 分煙、禁煙、吸殻のポイ捨て禁止への取り組みを町民や観光客にPRします。
- 人が集まる飲食店や事業所などでの分煙、禁煙を推進します。
- 湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（平成２３年条例第１１号）に則り、禁煙や分煙を推進します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
湯沢町が直接又は間接的に管理している施設（６０箇所）のうち敷地内禁煙を実施している施設数	３２／６０（５３.３％）	４２／６０（７０.０％）	現状値は「新潟県国民健康保険調整交付金評価に係る健康増進事業等実施状況表」中のたばこ対策の実施における報告数値

（７）美しいまち並み景観を創造します

現状

豊かな自然と調和した美しいまちをつくり、次の世代へ引き継ぐことは私たちの責務です。しかし、無秩序に設置された広告物などは、適正に管理が行われていないと公衆に危害を及ぼすおそれがあります。また、少子高齢化や人口減少を背景に増加傾向にある管理不全の空き家や空き地は、街中の美観を損ねるだけでなく公衆衛生の悪化を招くおそれがあることから、それらを有効に利活用していく取り組みが求められています。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 建物や看板などを設置するときは、周囲の景観と調和したものとします。
- 駐車場を確保し、路上駐車を防止します。

[町]

- 建物の色彩や屋外広告物の設置などについて、景観に配慮したものとするよう規制・誘導を行います。
- 空き家や空き地の所有者に適正な管理を求めます。
- 公営駐車場の利用を促し路上駐車を防止します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
まち並み景観の美しさに満足している町民の割合	３８.７％	４０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計

（８）克雪対策を推進します

現状

湯沢町では、冬季における安全で快適な環境を確保するため、克雪対策に取り組んでいますが、道路除雪や屋根の雪下ろし中の事故は後を絶ちません。また、昨今の極端な降雪により私たちの生活基盤が不安視されるなか、除雪に携わる人々の高齢化問題は湯沢町でも例外ではありません。全国有数の豪雪地帯である湯沢町にとって、克雪対策は永遠の課題ともいえます。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 融雪屋根や耐雪住宅化を進めます。
- 除雪や雪下ろしのボランティアに積極的に参加します。
- 道路をはじめとする町の除排雪に協力します。
- 雪を活用する取り組みを行います。

[町]

- 冬季パトロール体制を強化し、降雪への迅速な対応を行います。
- 除雪ボランティア活動を推進し、高齢者世帯、女性の一人世帯や障がい者世帯など弱者を守ります。
- 地下水に代わり、水温の高い下水道処理水を消雪に活用します。
- 老朽化した国道のトンネル改築、新規整備等を関係機関に要望します。
- 克雪･利雪に関する情報を提供します。
- 新しい雪処理方法について研究します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
除雪体制に満足している町民の割合（総合計画との共通指標）	７５.３％	８０.０％	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査（Ｒ２）」における「十分満足」及び「まあ満足」の合計
除雪時の事故件数	５件	０件	現状値は令和元年度の件数

（９）安心・安全な住環境を守ります

現状

近年、全国各地で局地的な大雨による水害や土砂災害が頻発しており、引き続き自然災害における被害の防止や軽減のための施策が重要です。また、新型コロナウイルスなど新たな脅威に対しても同時に対応する必要があることから、町民一人ひとりの災害に対する意識の醸成を図ることが重要です。このほか、県内外や国外から多くの観光客が訪れる湯沢町には、犯罪等の発生を未然に防止する環境整備も求められます。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 自宅や事務所、店舗のバリアフリー化を推進します。
- 日頃から自主防災意識を高め、避難場所などを確認しておくとともに防災訓練などに積極的に参加します。

[町]

- 災害発生時の情報網を整備し、迅速に伝達、避難ができるようにします。
- 公共施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。
- 建築物の耐震診断や耐震改修費用の一部助成などに関する情報を提供し、耐震化の推進と意識の向上を図ります。
- 災害発生時の環境負荷を最小限に抑えるための仕組み（災害廃棄物処理計画等）を整備します。
- 町内会による自主防災組織の編成を推進します。
- 関係機関と連携して防犯体制を強化するとともに自治防犯会の育成を支援します。
- 防犯灯の設置に対する補助を行います。
- 災害発生時の避難に関する情報を繰り返し周知します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
自主防災組織の組織率（総合計画との共通指標）	８７.５％	９０.０％	現状値は令和元年度末時点の住民登録世帯数に対する自主防災組織地域内の世帯数の割合
治安の維持に満足している町民の割合（総合計画との共通指標）	７４.１％	８０.０％	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査（Ｒ２）」における「十分満足」及び「まあ満足」の合計

基本目標３　資源を大切にする地球環境にやさしいまち

（１）ごみの減量化・資源化と適正処理を推進します

現状

大量生産･大量消費･大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な暮らしを与えてくれました。その一方で、地球温暖化などの環境問題を招いたことから、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。湯沢町では、環境衛生活動に対する助成や資源ごみの分別収集など、ごみの発生抑制と資源化を推進していますが、観光地という地域特性もあり、１人１日当たりのごみ排出量が県内で最も多くなっています。将来に向けごみの減量と資源化を図るためには、町･事業者･住民等がそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３R活動の普及を促進し、持続的発展が可能な循環型社会の構築が必要です。

※１人１日当たりのごみ排出量

	対象期間	
	H10～H20	H21～H30
湯 沢 町	2,019ｇ/人・日	1,620ｇ/人・日
新 潟 県	1,169ｇ/人・日	1,033ｇ/人・日

※湯沢町のリサイクル活動

びんは再生びん等、アルミ缶はアルミ缶の原料に、容器包装プラスチックは再生トレー、再生プラ用品、園芸資材などに、古紙はトイレットペーパーなどに再生されます。また、植物性廃食用油は、バイオディーゼル燃料に、古着古布・不用食器などは海外に輸出され再利用されています。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- ものを大切に長期間使用します。
- 生ごみなどの堆肥化によりごみの減量化に努めます。
- 使い捨て製品でなく、詰め替え製品や再生原料を使用した製品などを優先的に購入します。
- マイバックの持参などにより、使い捨てプラスチック製品の使用を減らします。
- 両面印刷など紙の使用量の節約や環境へ負荷が少ない製品の購入に努めます。
- 容器包装の簡素化に努めます。
- 食材の使いきりや食べきりにより、食品ロスを減らします。
- 資源物の分別収集に協力します。
- ごみの減量化、リサイクル、適正処理を徹底します。

[町]

- 一般廃棄物処理基本計画に定める施策を着実に推進します。
- 生ごみ処理機の購入補助により、調理くずや残飯の堆肥化を推進します。
- マイバッグの普及促進とレジ袋の使用削減・過剰包装の抑制に取り組みます。
- 資源物の分別収集を徹底し、再資源化を推進します。
- 食品ロス削減の普及・啓発に取り組み、ごみの減量化を推進します。
- 事業系ごみの分別や適正な処理の方法について指導・啓発を行います。
- 公共工事や委託業務において、コンクリートやアスファルト塊、公園や街路樹などの剪定した枝など、原材料として使用できるものの再利用を促進します。
- 詰め替え製品、再生原料を使用した製品など、環境への負荷の少ない製品の購入（グリーン購入）促進を図ります。
- 使用済み天ぷら油を回収し、資源化します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
まちが清潔なことに満足している町民の割合	６６.７％	７０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「満足」及び「やや満足」の合計
ごみの分別をきちんと行っている町民の割合（総合計画との共通指標）	９５.１％	９８.０％	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査（R２）」による
ごみ排出量（総合計画との共通指標）	４,９９３t/年	４,４９４t/年	現状値は「平成３０年度一般廃棄物処理事業実態調査」による
ごみの資源化量	７９３t/年	８００t/年	現状値は「平成３０年度一般廃棄物処理事業実態調査」による
道路改良による路盤の再生材使用率	１００％	１００％	現状を維持する
使用済み天ぷら油の回収量	２,１８０ℓ	３,５００ℓ	現状値は令和元年度の回収量

（２）エネルギーの有効利用を推進します

現状

現在のエネルギーの多くは、有限といわれる石油や石炭など化石燃料の大量消費から得られていますが、同時に二酸化炭素排出の要因となり、地球温暖化に深刻な影響を与えています。湯沢町では、平成３０年度から再生可能エネルギーを利用した機器の設置に補助金の交付を行い、地球温暖化対策や低炭素･循環型社会の推進に努めています。また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における非常用電力としての利用価値も高く、災害に強いまちづくりという観点からも、より一層の導入拡大の検討が必要です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組みます。
- 低公害車や次世代自動車を優先的に購入します。
- 省エネ行動によるエコライフの意識を高めます。
- 省エネ型の電化製品、照明などを優先的に使用します。
- 環境に配慮した事務用品や備品（ノンフロンタイプの冷蔵庫やエアコンなど）を使用します。
- クールビズの実施など環境にやさしい活動を行います。

[町]

- 雪資源の利活用など地域の特性を活かした新エネルギーの活用について検討します。
- 再生可能エネルギーを利用した機器の設置に対して補助します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共施設へＬＥＤ照明などを導入し、省エネ型機器の普及促進を図ります。
- 省エネ行動によるエコライフの普及啓発に取り組みます。
- 低公害車や次世代自動車の導入を推進します。
- エコドライブの定着に向けた啓発を推進します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
省エネルギーやリサイクルに取り組んでいる町民の割合（総合計画との共通指標）	５１.９％	６０.０％	現状値は「湯沢町総合計画策定に向けての町民意識調査（R２）」による
環境に配慮する取り組みを行っている事業者の割合	７０.７％	７５.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「規則等をつくり積極的に取り組んでいる」及び「規則等はないが、取り組んでいる」の合計

基本目標４　環境保全にみんなで取り組むまち

（１）環境教育を推進します

現状

地球温暖化や大気汚染など、地球上には環境破壊につながるさまざまな問題が生じ深刻化しています。私たち一人ひとりが環境保全について理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められており、そのための環境教育の重要性はますます高まっています。しかし、私たちを取り巻く環境問題は多岐にわたることから、環境教育も単に学校教育における取り組みだけでなく、家庭や地域社会などさまざまな場における取り組みが必要です。そして、すべての世代が環境問題に対し関心を持ち、意識を高める取り組みが重要です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 環境に関するセミナーなどに積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めます。
- 環境に関する情報を積極的に入手し理解を深めます。
- 家庭、地域、職場における環境教育・啓発に取り組みます。

[町]

- 広報や各種イベントなどを活用して、環境に関する情報を積極的に提供し意識の醸成を図ります。
- 環境に関するセミナーなどの実施により、身近に環境を学び理解を深める機会を増やします。
- 環境指導員を通じて、環境保全、衛生意識の啓発活動を積極的に展開します。
- 子どもたちが湯沢の自然と触れ合う学習を推進します。
- 学校、PTA、地域で連携して行う廃品回収、ごみ拾いを推進します。
- 栄養教諭による食育の授業を設け、給食を通じた環境教育を行います。
- 家庭、職場における食育について広報啓発を行います。
- 稲作や植樹などさまざまな体験学習を通じて、自然を守る心を育成します。
- 社会教育の一環として、世代に応じた環境学習の場を提供します。
- 観光客等に対する啓発活動を行います。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
環境保全の活動に参加、協力したい中学生の割合	５１.０％	６０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（R１）」における「積極的に参加したい」及び「できれば参加したい」の合計

（２）歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します

現状

豊かな自然や日本有数の豪雪と共に歴史を重ね、古くから育まれてきた雪国文化は、歴史的･文化的資源として私たちの生活に深く根付いています。この先人たちが営々として築いた歴史的･文化的資源は、一旦破壊されると再現することのできない貴重な財産であり、これを保存し後世に引き継いでいくことが大切です。宅地開発などにより保護環境の変化が確実に進むなか、有形、無形の文化や伝統を保護･保存しながら、湯沢町で暮らす人も訪れる人も心地良く過ごせる環境を築くことが望まれます。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 歴史的文化財への理解を深め、その保存に協力します。
- 伝統を持つ事業者は、その継承に努力します。
- 開発事業等において、文化財の保護と周辺の歴史的景観に配慮します。

[町]

- 文化財等を保全するとともに広報や社会教育活動を通じて文化財等の保護に関する町民意識の高揚を図ります。
- 開発行為に対し、史跡等の保全に関する指導を行います。
- 地域固有の文化を保存、継承する活動を支援します。
- 歴史民俗資料館の充実を図ります。
- 越後湯沢全国童画展の童画を文化的資源として活かします。
- 湯沢町の新しい文化の創造を支援します。

（３）環境保全活動を推進します

現状

目指す環境像の実現のためには、町民一人ひとりや個々の事業者が環境問題に対して意識を高く持ち、日常の生活や事業活動のなかで環境にやさしい行動を実践していくことが重要です。アンケート調査では、「環境保全の活動に参加、協力したいと思う人の割合」が７割弱と計画策定時の目標値を大きく下回る結果となりました。その理由としては、町民では「高齢で体力的に参加が困難」、中学生では「時間がない」などが挙げられています。環境保全活動への参加者の高齢化などにより活動の停滞が懸念されるなか、多くの町民や事業者が環境保全活動に気軽に参加できる環境づくりが必要です。

取り組みの方向

[住民等・事業者]

- 環境にやさしいライフスタイルの実践を心がけます。
- 環境にやさしい事業活動の展開を考えます。
- 環境に関するイベントや地域で実施される環境保全活動に積極的に参加・協力します。
- 町などと協働による環境保全活動を推進します。

[町]

- 公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。
- 歩道の整備や自転車が利用しやすい環境の整備を推進します。
- 住民等や事業者による積極的な環境保全活動に対して支援します。
- 協働で環境保全活動に取り組む体制の整備を検討します。
- 住民等や事業者と協働による環境保全活動を推進します。

指　標	現状値	目標値	指標の説明
環境保全の活動に参加、協力したいと思う町民の割合	６８.６％	８０.０％	現状値は「第２次湯沢町環境基本計画策定のためのアンケート（Ｒ１）」における「積極的に参加したい」及び「できれば参加したい」の合計

第４章　私たちの行動指針

１　身近な省エネ行動と効果

地球温暖化による気候変動は、記録的な猛暑や大雨といった異常気象の頻発につながり、農作物や自然生態系への影響、さらには私たち人間への健康被害などが懸念されており、当町においても早急に対処すべき課題といえます。また、私たちの生活基盤にさまざまな悪影響を及ぼすおそれがあることから、その原因とされる温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化を防止することが求められています。

そして、地球温暖化をはじめ環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、未来にわたって地球環境を保護するために、第３章で示した取り組みの背景で、私たち一人ひとりが環境問題に対する関心を深め、環境に配慮した省エネ行動により地球環境にやさしいライフスタイルを実践していくことが重要です。ここではそうした行動のいくつかを例示します。

（１）冷暖房

冷房時の室温は２８℃、暖房時の室温は２０℃を目安に、つけっぱなしにしないよう気を付けましょう。

エアコン（冷房）

- **設定温度を２７℃から２８℃にすると（外気温度３１℃の時、１日９時間使用した場合）**
  ➡ 年間で電気３０.２４kWhの省エネ、約８２０円の節約、CO_2 １４.８kgの削減になります。
- **使用時間を１日１時間短縮すると（設定温度２８℃）**
  ➡ 年間で電気１８.７８kWhの省エネ、約５１０円の節約、CO_2 ９.２kgの削減になります。

石油ファンヒーター

- **設定温度を２１℃から２０℃にすると（外気温度６℃の時、１日９時間使用した場合）**
  ➡ 年間で灯油１０.２２ℓの省エネ、約８８０円の節約、CO_2 ２５.４kgの削減になります。
- **使用時間を１日１時間短縮すると（設定温度２０℃）**
  ➡ 年間で灯油１５.９１ℓ、電気３.８９kWhの省エネ、約１,４７０円の節約、CO_2 ４１.５kgの削減になります。

電気こたつ

- **設定温度を「強」から「中」にすると（１日５時間使用した場合）**
  ➡ 年間で電気４８.９５ kWhの省エネ、約１,３２０円の節約、CO_2 ２３.９kgの削減になります。

（２）照明・テレビ

蛍光灯や電球は省エネ型のものを使用し、照明やテレビ等のスイッチはこまめに切りましょう。

照明機器

- **５４Wの白熱電球を９Wの電球形LEDランプに替えると（年間２,０００時間使用した場合）**
  ➡ 年間で電気９０kWhの省エネ、約２,４３０円の節約、CO_2 ４３.９kgの削減になります。

- **点灯時間を１日１時間短縮すると（９Wの電球形LEDランプの場合）**
  ➡ 年間で電気３.２９kWhの省エネ、約９０円の節約、CO_2 １.６kgの削減になります。

テレビ（液晶テレビ３２V型）

- **視聴時間を１日１時間減らすと**
  ➡ 年間で電気１６.７９kWhの省エネ、約４５０円の節約、CO_2 ８.２kgの削減になります。

（３）台所・トイレなど

ライフスタイルや家族の人数に合わせて、大きさや機能を選択すると省エネにつながります。

冷蔵庫

- **品物を詰め込まず、半分にすると**
  ➡ 年間で電気４３.８４kWhの省エネ、約１,１８０円の節約、CO_2 ２１.４kgの削減になります。
- **設定温度を「強」から「中」にすると（周囲温度２２℃の時）**
  ➡ 年間で電気６１.７２kWhの省エネ、約１,６７０円の節約、CO_2 ３０.１kgの削減になります。

電気ポット

- **満タンで沸騰させ、約半分使用後、電源を抜き保温をせずに再沸騰させて使うと**
  ➡ 年間で電気１０７.４５kWh、約２,９００円の節約、CO_2 ５２.４kgの削減になります。

温水洗浄便座（貯湯式）

- **使わないときにフタを閉めると**
  ➡ 年間で電気３４.９kWhの省エネ、約９４０円の節約、CO_2 １７kgの削減になります。
- **便座の温度を「中」から「低」にすると**
  ➡ 年間で電気２６.４kWhの省エネ、約７１０円の節約、CO_2 １２.９kgの削減になります。

洗濯機（定格容量６kg）

- **洗濯量を容量の４割から８割にし、洗う回数を半分にすると**
  ➡ 年間で電気５.８８kWhの省エネ、水道１６.７５㎥の節水、約４,５１０円の節約、CO_2 ２.９kgの削減になります。

（４）自動車

運転マナーを守り、燃費を考えたエコドライブで安全運転を実践しましょう。

ふんわりアクセル「eスタート」

- **５秒で時速２０kmに達する程度の発進をすると**
  ➡ 年間でガソリン８３.５７ℓの省エネ、約１１,９５０円の節約、CO_2 １９４kgの削減になります。

加減速の少ない運転

- **速度にムラのない運転をすると**
  ➡ 年間でガソリン２９.２９ℓの省エネ、約４,１９０円の節約、CO_2 ６８kgの削減になります。

早めのアクセルオフ

- **エンジンブレーキを使用すると**
  ➡ 年間でガソリン１８.０９ℓの省エネ、約２,５９０円の節約、CO_2 ４２kgの削減になります。

アイドリングストップ

- **短時間エンジンを停止すると**
  ➡ 年間でガソリン１７.３３ℓの省エネ、約２,４８０円の節約、CO_2 ４０.２kgの削減になります。

※ふんわりアクセルeスタート、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフによる省エネ効果は、スマートドライブコンテストの操作別燃料消費削減効果による。アイドリングストップは３０kmごとに４分間の割合で行うものとし、アイドリング時のガソリン消費量は「エコドライブ１０のすすめ」による。年間走行距離、平均燃費は２,０００cc普通乗用車/年間１０,０００km、１１.６km/L。

（資料：経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト）

他にも、私たちが身近にできる省エネ行動はいくつもありますが、何気ない暮らしのなかでのちょっとした行動が、地球環境の保護につながります。

また、ご家庭で使用している電化製品の省エネ性能も年々向上しています。国では、製品の省エネ性能が一目でわかるように「省エネラベリング制度」を導入し、製品の比較検討ができるようになりました。買い替えの際には、省エネ率の高い製品の購入も検討してみましょう。

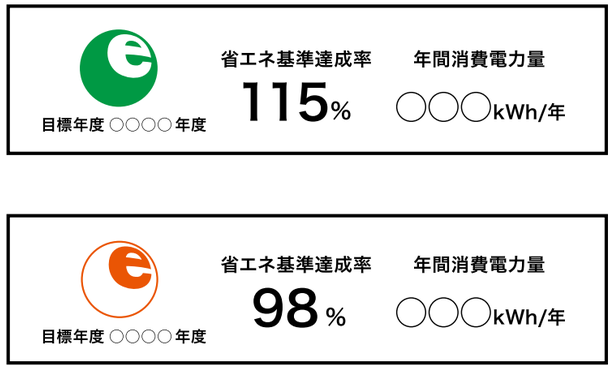

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局と緊密な連携や調整を図りながら、事業者や住民等の協力のもと、計画に位置づけた施策の着実な推進に努めます。

なお、広域的な対応が求められる問題については、国や県、他の自治体と連携･協力して取り組んでいきます。

（1）湯沢町環境審議会

環境審議会は、湯沢町環境基本条例に基づき設置される環境の保全に関して基本的事項を審議する機関であり、環境保全活動に関する学識や経験を有する者、一般町民、事業者及び事業者団体の者、関係行政機関の職員などで構成されます。

審議会では、計画の策定、変更及び町の環境に関する各種施策に関連する諮問に対して審議･答申するほか、環境政策に関する提言を行います。

（2）湯沢町環境基本計画推進庁内会議

環境基本計画推進庁内会議は、庁内の関係部局の職員から構成され、各課と緊密な連携や調整を行いながら計画の立案と計画策定後の進行管理等を行います。

（3）環境情報の共有化

広報やインターネット等を利用して環境に関する正しい知識や情報の収集と提供を図り、各主体が情報を共有することで、家庭、地域、職場などそれぞれの場で環境に配慮した行動をとれるようにしていきます。

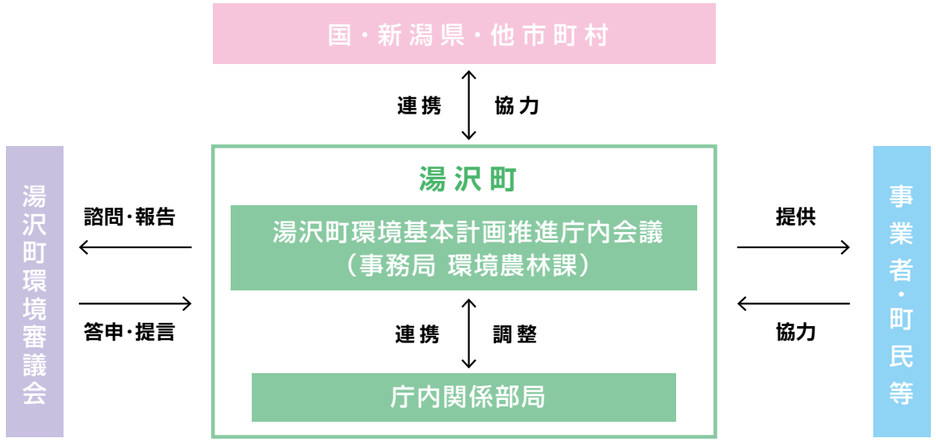

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的な計画の評価に基づいた改善を図りながら、着実に推進していきます。

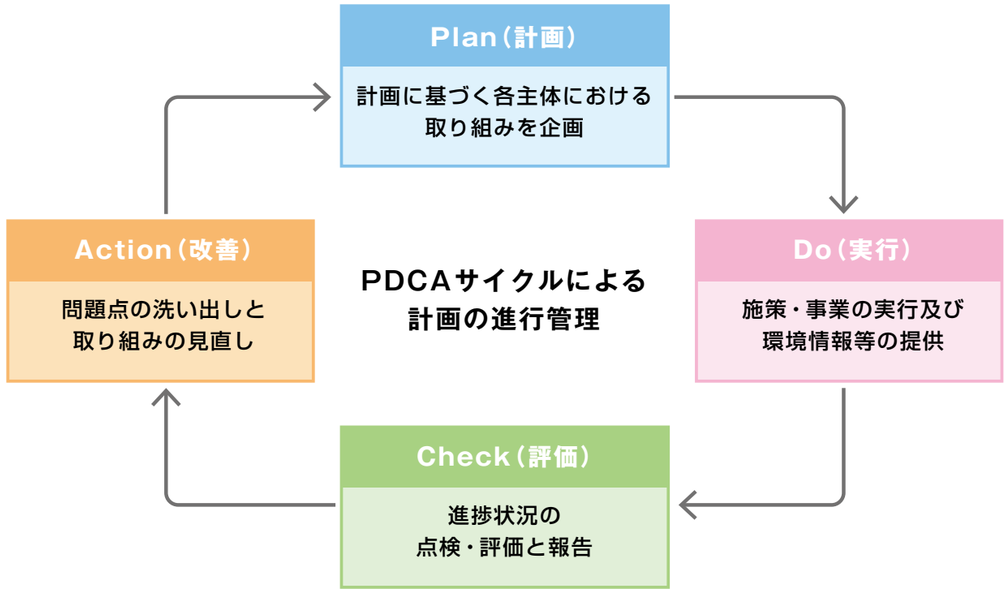

第6章 資料編

資料1 湯沢町環境基本条例

平成21年条例第26号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、町、事業者及び住民等の責務を明らかにするとともに環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民等の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境の保全　良好な自然環境を確保し、人の健康及び生活環境を守るため、自然と人の活動の調和を保ち、かつ創造することをいう。

（２）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念のもとに推進しなければならない。

（１）　人が健康で快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。

（２）　自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現すること。

（３）　町、事業者及び住民等は、地球環境の保全を自らの責務としてとらえ、自主的かつ積極的に取り組むこと。

（町の責務）

第４条　町は、前条に規定する基本理念に則り、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、第３条に規定する基本理念に則り、その事業活動にかかる環境への負荷の低減に努め、公害の防止及び自然環境の保全に必要な措置を行う責務を負うとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第６条　住民は、第３条に規定する基本理念に則り、日常生活において環境への負荷の低減と自然環境の保全に努めるとともに町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

２　住民以外で町の区域内に所在する者は、前項に規定する住民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

第２章　環境の保全に関する基本的事項

（基本方針）

第７条　町は、施策の策定及び実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を基本とし、重点的に推進しなければならない。

（１）　豊かな自然環境の適正な保全に努めるとともに生物の生態系を保護すること。

（２）　自然環境に恵まれた地域特性を生かし、自然との調和に最大限の配慮をすること。

（３）　資源の循環的利用、廃棄物の減量、資源・エネルギーの消費節減を図り、環境への負荷を低減すること。

（環境基本計画）

第８条　町長は、前条に規定する基本方針に則り、環境の保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（２）　環境の保全のために町、事業者及び住民等が配慮すべき事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第19条に規定する湯沢町環境審議会の意見を聞かなければならない。

４　町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（施策策定時の配慮）

第９条　町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（資源の循環的利用等の促進）

第10条　町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び住民等による資源の循環的利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

２　町は、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量及びエネルギー等の有効利用に努めなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第11条　町は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

（施設整備等の推進）

第12条　町は、環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備その他の事業を推進するものとする。

（環境教育等の推進）

第13条　町は、環境の保全に関して事業者及び住民等の理解を深めるとともに自発的活動への意欲が増進されるよう、関係機関及び関係団体と協力して家庭、学校、職場、地域等における教育及び学習の振興を図るものとする。

（自発的活動の促進）

第14条　町は、事業者及び住民等が自発的に行う廃棄物の減量、再生資源に係る回収活動など環境への負荷の低減に資する活動及び環境美化運動や緑化活動など環境の保全に資する活動が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

（環境への事前配慮の推進）

第15条　町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ調査等を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう努めるものとする。

（規制措置）

第16条　町は、公害その他環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係機関と協議の上、必要な規制の措置を講じなければならない。

第３章　推進のための体制

（推進体制の整備）

第17条　町は、環境の保全に関する施策を円滑に推進するため、町の関係課の緊密な連携と各種施策の調整を図るための体制の整備に努めるものとする。

２　町は、環境の保全に関する施策を推進するため、環境衛生団体、事業者及び住民等との連携に努めるものとする。

（広域的な施策の連携）

第18条　町は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全に関する施策については、国、県及び他の公共団体と協力し、連携して推進するよう努めるものとする。

第４章　環境審議会

（設置）

第19条　町は、環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、湯沢町の区域における環境の保全に関して基本的事項を審議するために湯沢町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第20条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　環境基本計画の策定及び変更に関すること

（２）　町長の諮問に関すること

（組織）

第21条　審議会は、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

２　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することを妨げない。

（規則への委任）

第22条　この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　雑則

（委任）

第23条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

資料２　アンケート調査の概要

第２次湯沢町環境基本計画の策定にあたり、町民や事業者の皆さんが、日常の暮らしの中で環境について感じていることや、環境に配慮して行っている取り組みなどについてアンケート調査を実施しました。

	町　民	中学生	事業者
調査対象	湯沢町に住民登録している高校生以上の男女	湯沢学園在学中の中学生	湯沢町内の事業者
調査方法	郵送による配布・回収（無記名）	学校を通じての配布・回収（無記名）	郵送による配布・回収（無記名）
配布数	１,０３５人	１７４人	８５件
回収数	４１１人	１５７人	５８件
回収率	３９.７％	９０.２％	６８.２％

アンケート調査結果　（町民・中学生）

【問１】あなたについてお答えください。

【性別】

町民

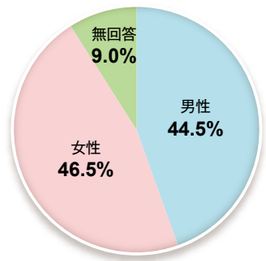

中学生

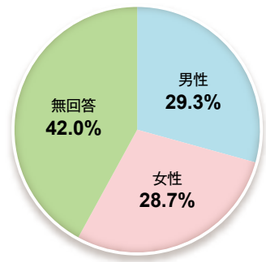

【年齢】

町民

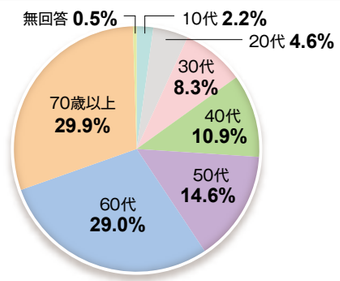

【職業】

町民

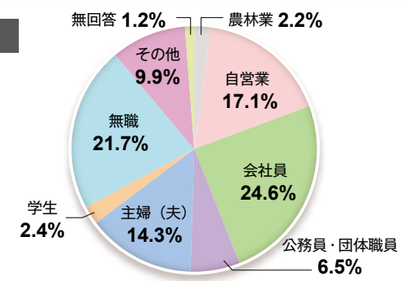

【お住まいの地域】

町民

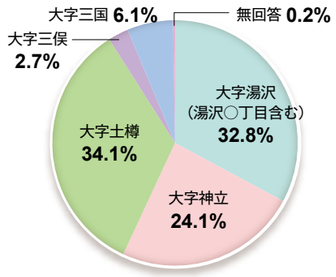

中学生

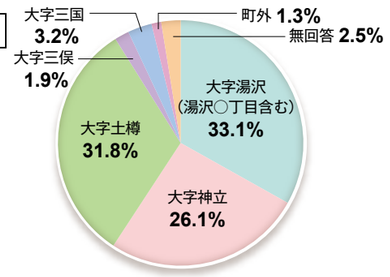

【湯沢町での居住歴】

町民

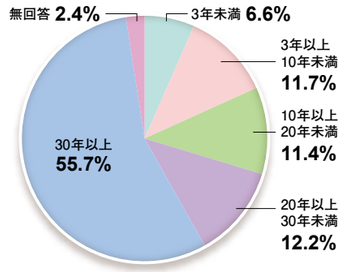

中学生

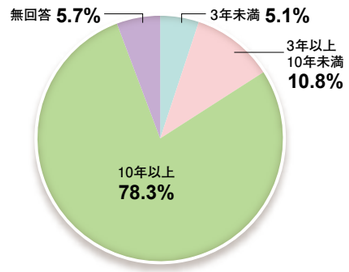

町民の年齢は、「７０歳以上」と「６０代」で６０％近くを占めており、次いで「５０代」が多くなっています。職業については、「会社員」が最も多く、次いで「無職」と「自営業」が多くなっています。お住まいの地域は、町民、中学生ともに湯沢地区と土樽地区が３０％以上を占め、神立地区、三国地区、三俣地区の順に多くなっています。

【問２】環境問題や環境保全について興味がありますか。

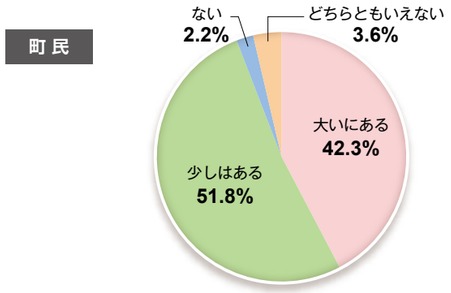

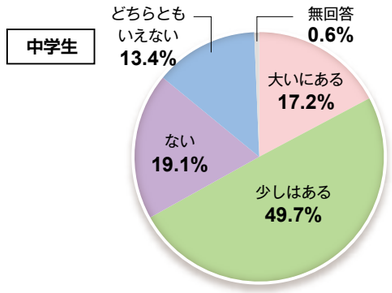

「大いにある」と「少しはある」の合計が、町民では９０％以上、中学生でも７０％近くを占めていることから、町民、中学生ともに環境に対して興味があることがわかります。

【問３】地球環境問題（温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、砂漠化、野生生物の減少、海洋汚染、有害廃棄物の廃棄など）についてどのように思いますか。

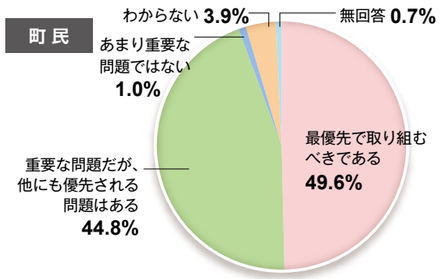

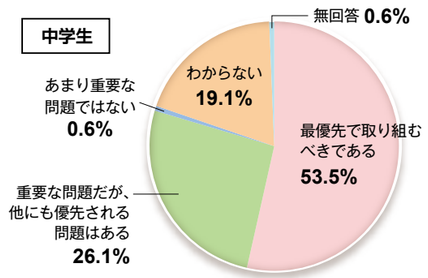

町民では「最優先で取り組むべきである」が約５０％を占め、「重要な問題だが、他にも優先される問題はある」の値を僅かに上回っています。また、中学生でも半数以上が「最優先で取り組むべきである」と回答しており、町民、中学生ともに多くの人が地球環境問題の優先度を重視していることがわかります。

【問４】環境保全に関し、次のどちらに賛成ですか。

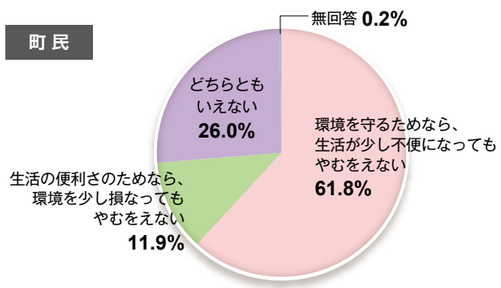

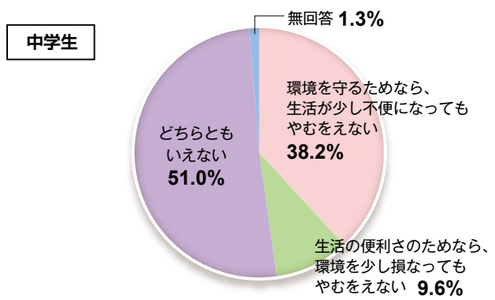

町民では「環境を守るためなら、生活が少し不便になってもやむをえない」が６０％以上を占めるのに対して、中学生は３８％程度にとどまり、また約半数が「どちらともいえない」と回答していることから、町民と中学生では環境保全に対する意識に差があることがうかがえます。

【問５】あなたがお住まいの地域の環境について満足していますか。それぞれの該当するところに○を付けてください。

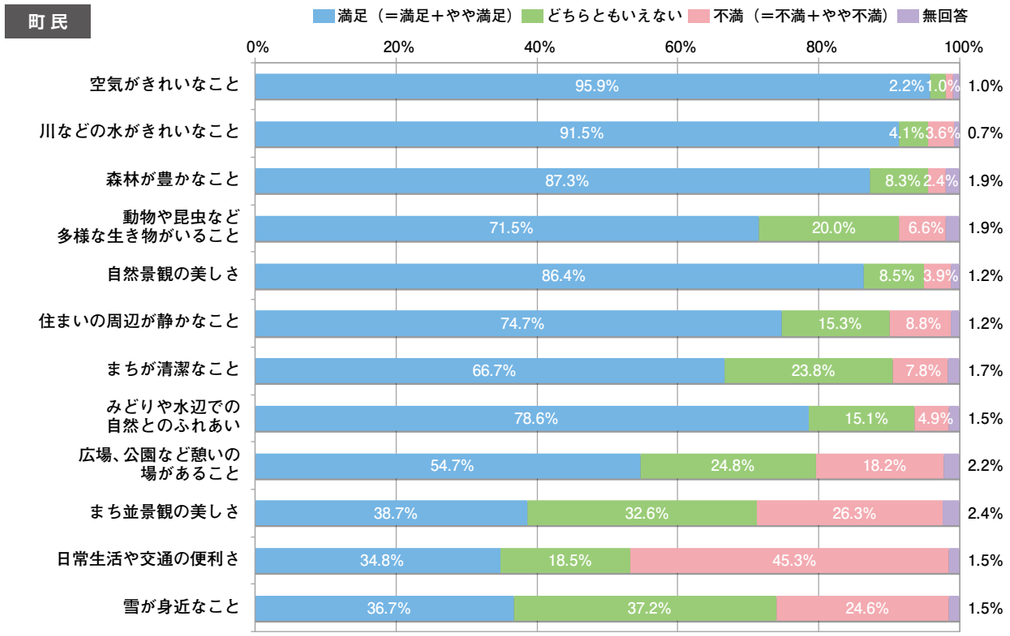

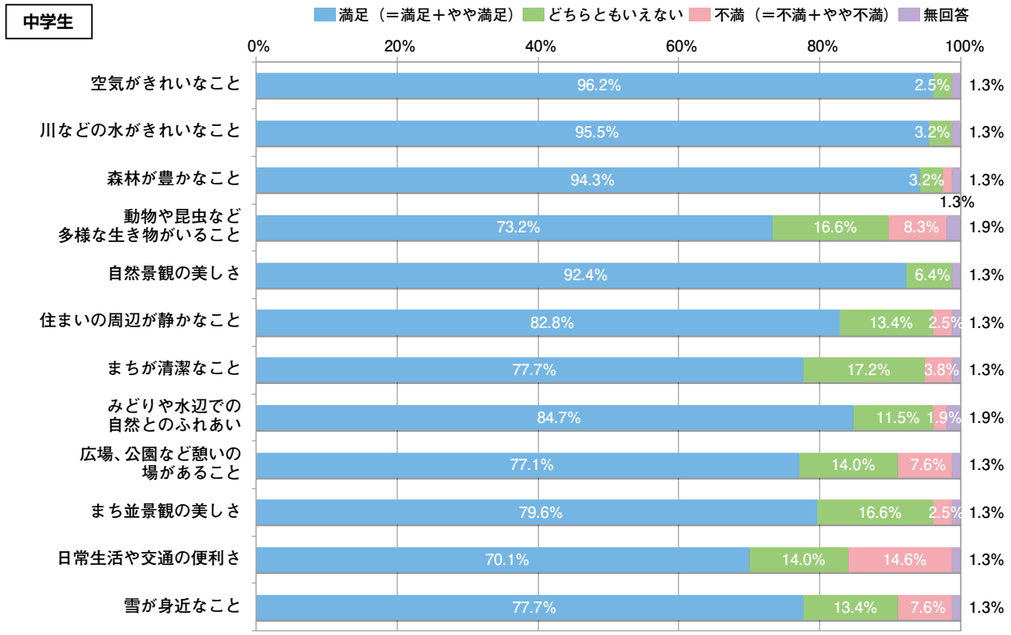

満足度が高い項目は、町民、中学生ともに「空気がきれいなこと」が最も高く、次いで「川などの水がきれいなこと」、「森林が豊かなこと」の順に高く、特に自然環境の項目で満足度が高いことがわかります。しかし、「日常生活や交通の便利さ」、「雪が身近なこと」、「まち並景観の美しさ」については、中学生では７０％以上なのに対して、町民では３０％台にとどまり、町民と中学生では生活環境に対する満足度に差があることがうかがえます。

【問６】湯沢町の環境資源として誇れるものは何だと思いますか。（３つ選んで○を付けてください。）

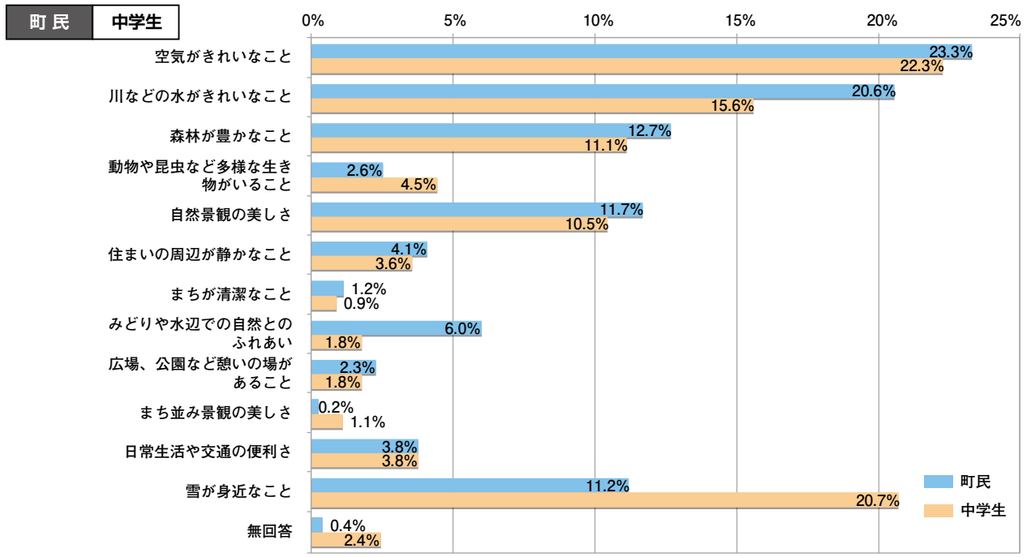

【問７】今後の湯沢町の環境で何が重要だと思いますか。（３つ選んで○を付けてください。）

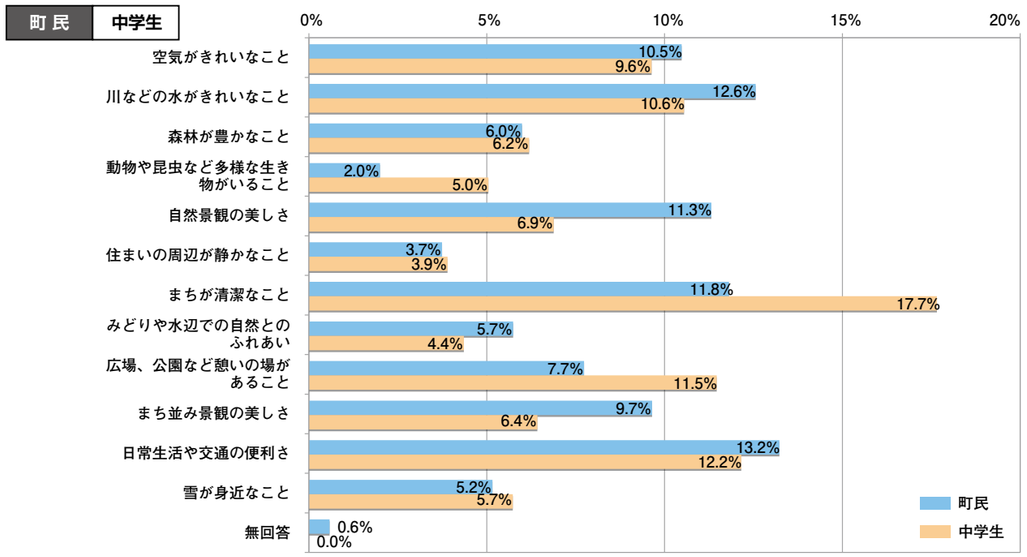

環境資源として誇れるもので高い項目は、町民では「空気がきれいなこと」、「川などの水がきれいなこと」が高く、中学生でも概ね町民と同じような割合となっています。しかし、「雪が身近なこと」については、町民に比べ中学生の割合が高いことから、若い世代ほど雪が身近なことを誇れる環境資源として感じている人が多いことがわかります。

また、湯沢町の環境で重要度が高い項目は、町民では「日常生活や交通の便利さ」が最も高く、次いで「川などの水がきれいなこと」、「まちが清潔なこと」の順に高くなっています。中学生でも概ね町民と同じような割合ですが、重要度が最も高い「まちが清潔なこと」については、町民との差が大きく、まちが清潔なことについて重要だと感じている人が若い世代に多いことがわかります。

【問８】身近なところで感じている環境問題や課題は何ですか。（該当するものすべてに○を付けてください。）

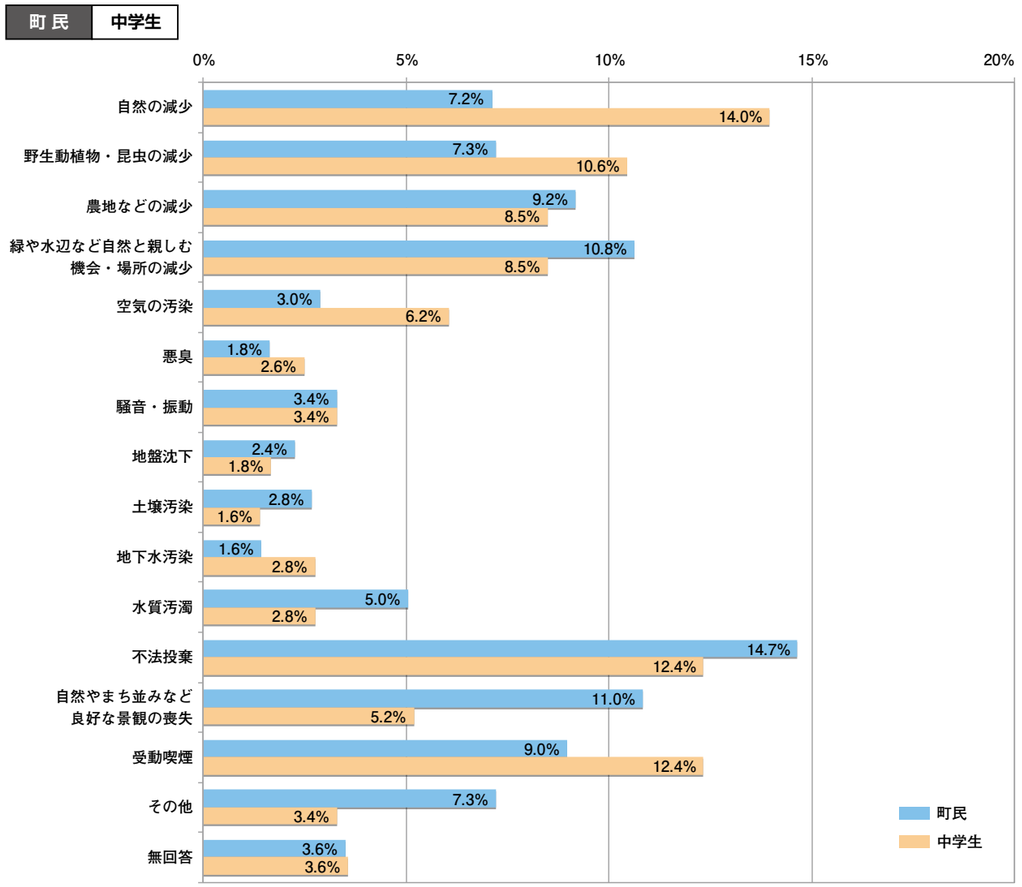

身近に感じている環境問題や課題として、町民では「不法投棄」が最も高く、次いで「自然やまち並みなど良好な景観の喪失」、「緑や水辺など自然と親しむ機会･場所の減少」の順に高くなっています。また、中学生では「自然の減少」が最も高く、この「自然の減少」を含め、「野生動植物･昆虫の減少」、「空気の汚染」、「受動喫煙」については、町民との差が大きいことから、これらについて若い世代でより問題であると感じていることがわかります。そして、「自然やまち並みなど良好な景観の喪失」については、中学生より町民で問題であると感じている割合が高く、身近な環境問題も世代によって変化することがうかがえます。

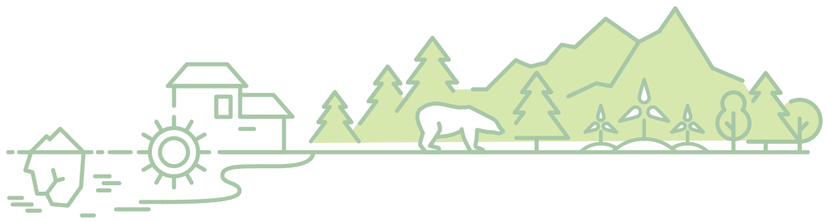

【問９】良好な環境のためには〈中学生向け：湯沢町の環境を守るためには〉どのような施策に重点をおくべきだと思いますか。（３つ選んで○を付けてください。）

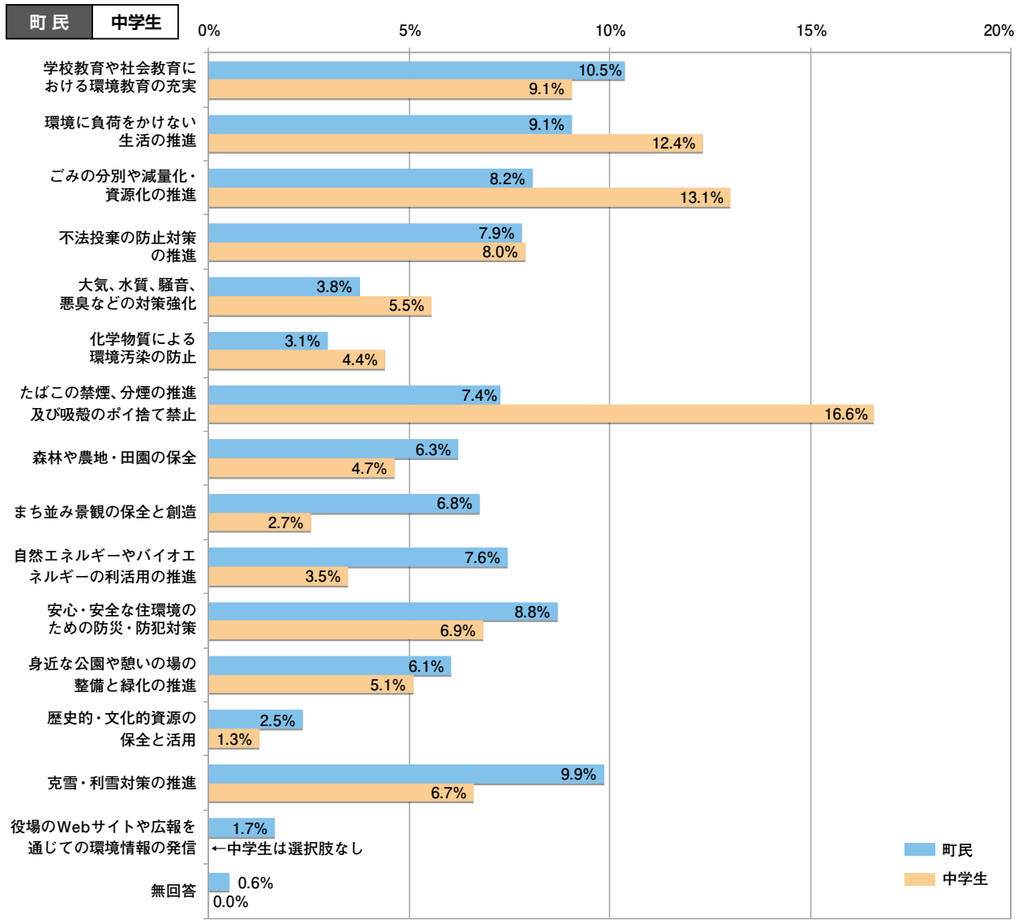

良好な環境のための施策として、町民では「学校教育や社会教育における環境教育の充実」が最も高く、次いで「克雪・利雪対策の推進」が高く、他の項目でも一定数高くなっています。中学生では、「たばこの禁煙、分煙の推進及び吸殻のポイ捨て禁止」が最も高く、次いで「ごみの分別や減量化・資源化の推進」、「環境に負荷をかけない生活の推進」の順に高く、「たばこの禁煙、分煙の推進及び吸殻のポイ捨て禁止」については、町民と比べ２倍以上の差があることから、若い世代がたばこに関する施策を重要視していることがわかります。

【問１０-１】あなたの普段の生活において、省エネルギーやリサイクルに取り組んでいることはありますか。

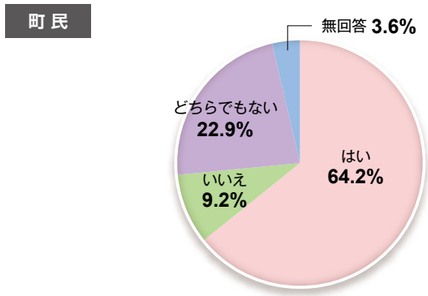

【問１０-２】あなたの普段の生活において、ごみの分別をきちんとしていますか。

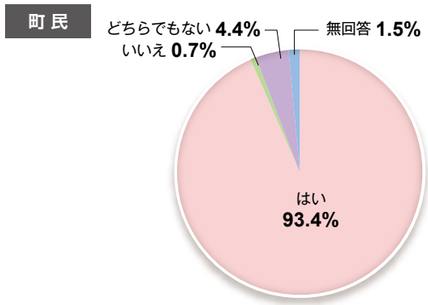

町民の６０％以上が省エネやリサイクルに取り組んでおり、また、９０％以上がきちんとごみを分別していることから、普段の生活から地球にやさしい取り組みを行っている人が多いことがわかります。

【問１１】日常生活の中で、あなたが行っている環境配慮行動は何ですか。（該当するものすべてに○を付けてください。）

町民

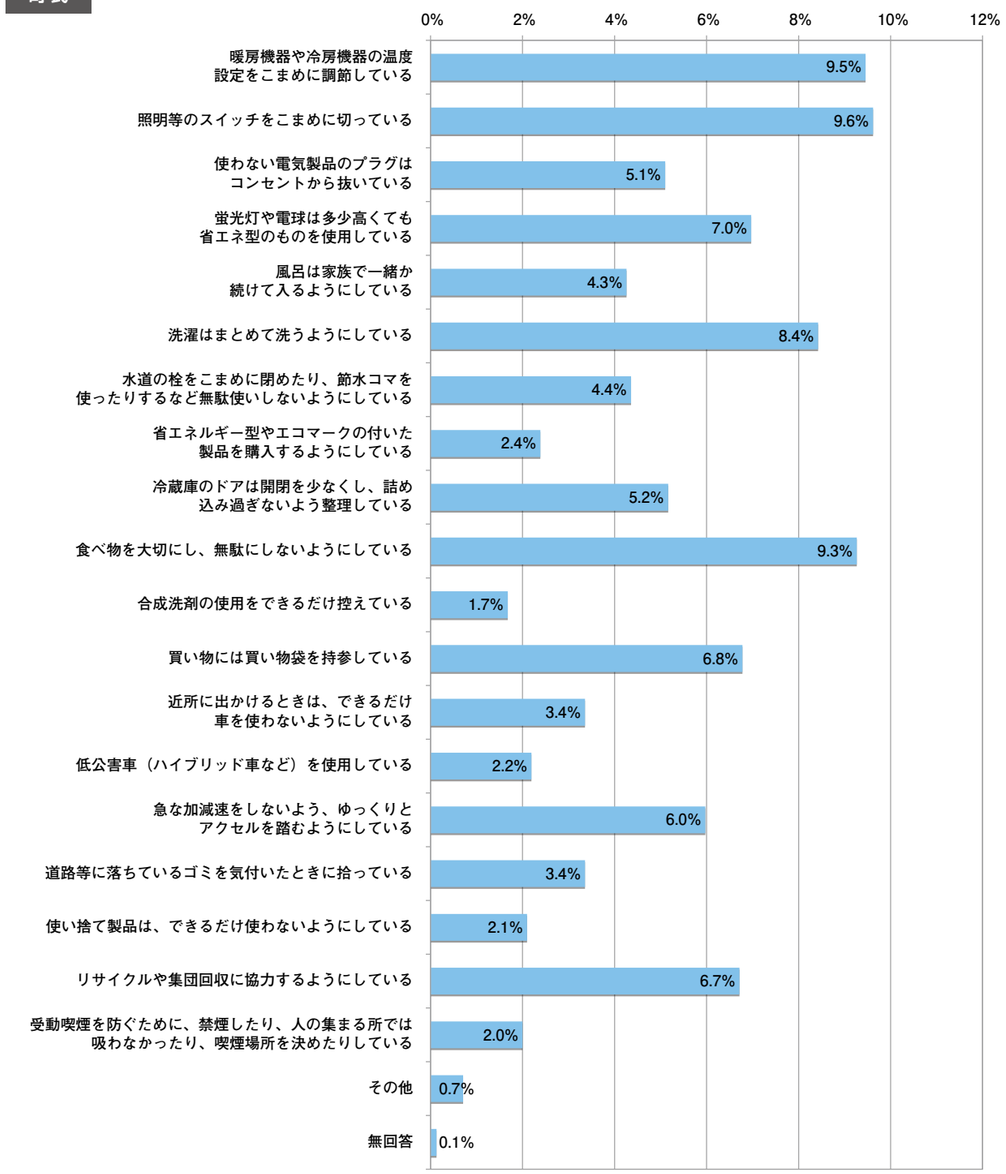

日常生活の環境配慮行動として、「照明等のスイッチをこまめに切っている」、「暖房機器や冷房機器の温度設定をこまめに調節している」、「食べ物を大切にし、無駄にしないようにしている」が高いことがわかります。日常生活の中で、誰でも簡単にできるような行動が高い傾向にあることがうかがえます。また、「買い物には買い物袋を持参している」や「リサイクルや集団回収に協力するようにしている」が比較的高いことから、町民のリサイクルなどに対する意識が高いことがわかります。

【問１２】家族や友人などとの会話の中で、環境や環境問題が話題になることはありますか。（中学生は問１０）

町民

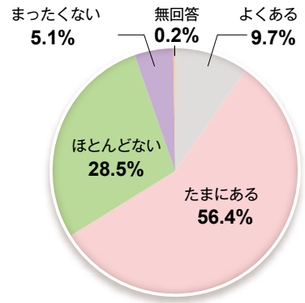

中学生

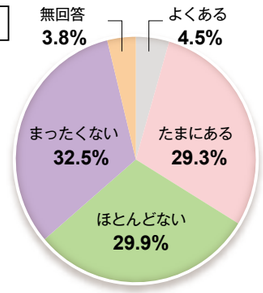

環境や環境問題の話題について、町民では「よくある」、「たまにある」の合計が６５％以上を占め、環境について話題になる機会が多いことがわかります。一方、中学生は「よくある」、「たまにある」の合計が３３％程度にとどまり、「ほとんどない」、「まったくない」の合計が６０％以上を占めることから、若い世代ほど環境について話題になる機会が少ない傾向にあることがわかります。

【問１３】環境保全の活動に参加、協力することをどう思いますか。（中学生は問１１）

町民

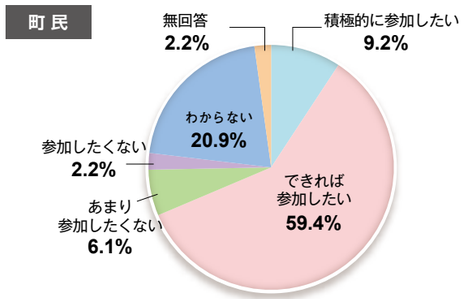

中学生

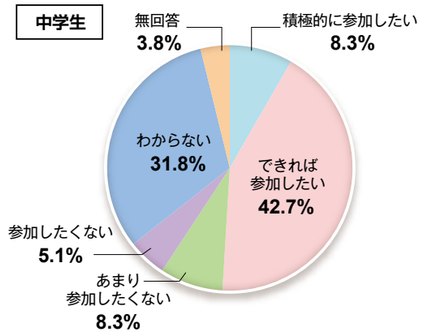

環境保全活動への参加について、「積極的に参加したい」、「できれば参加したい」の合計が、町民では７０％近くを占めるのに対して、中学生では５０％程度とその割合が若干低いことがわかります。

【問１４】将来の湯沢町の姿として次のどちらを望みますか。（中学生は問１２）

町民

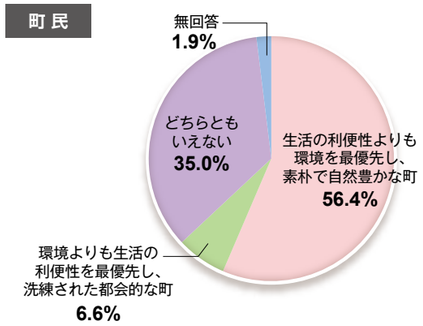

中学生

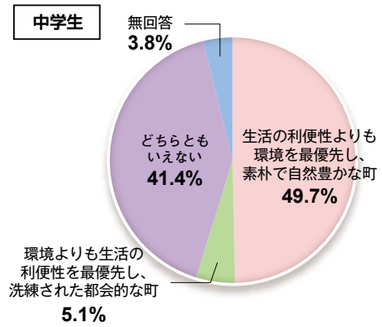

町民、中学生ともに「生活の利便性よりも環境を最優先し、素朴で自然豊かな町」の割合が、「環境よりも生活の利便性を最優先し、洗練された都会的な町」を大きく上回っています。しかし、「どちらともいえない」の割合が比較的高いことから、生活の利便性と環境の双方に重点をおくべきと考える人も多いことがわかります。

【問１５】湯沢町では、ごみの減量、資源化を図るため、電気式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。この制度を利用したいと思いますか。

町民

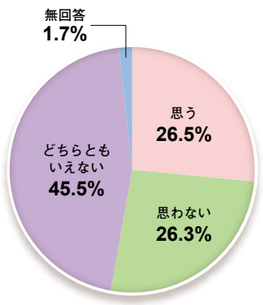

【問１６】湯沢町では、再生可能エネルギーの活用を図り、地球温暖化対策及び低炭素・循環型社会を推進することを目的に、対象機器の設置費用の一部を補助しています。町が行っている補助制度のうち、あなたが利用してみたいものがあれば○を付けて下さい。（いくつでも）

町民

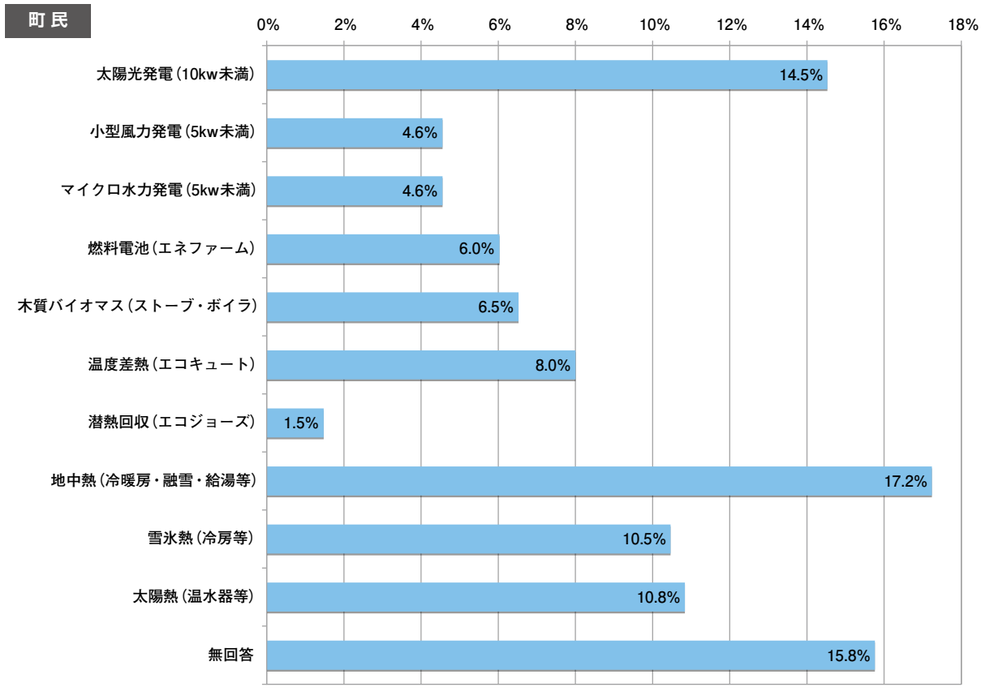

【問１７】湯沢町に問１５、問１６のような環境に配慮した設備に対する補助制度があることを知っていますか。

町民

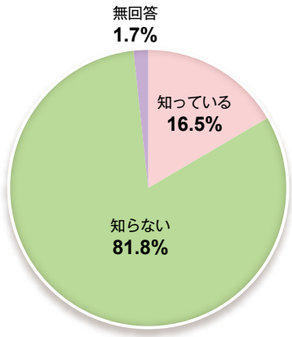

電気式生ごみ処理機の購入費補助制度について、利用したいと「思う」と「思わない」の割合がそれぞれ２６％程度にとどまり、「どちらともいえない」が４５％以上を占め最も多くなっています。

また、再生可能エネルギーの活用のための対象機器設置費補助制度について、利用してみたいものとして、「地中熱」や「太陽光発電」が高い一方、「無回答」も多いことがわかります。

そして、補助制度があることを「知っている」が１６％程度に対して「知らない」が８０％以上を占めていることから、補助制度を知らない人が多いことがわかります。

アンケート調査結果　（事業者）

【問１】あなたの事業所について教えてください。

事業者

【業種】

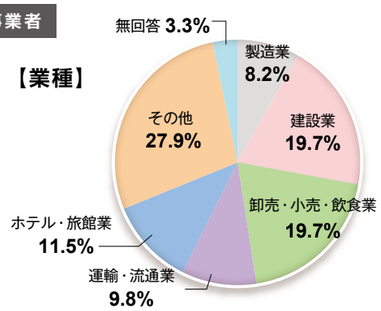

事業者

【従業者数】

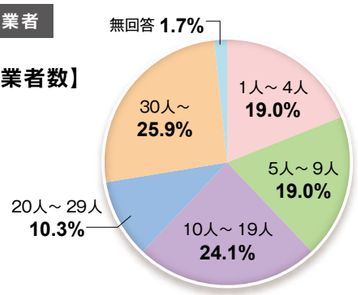

事業者

【事業所のある地域】

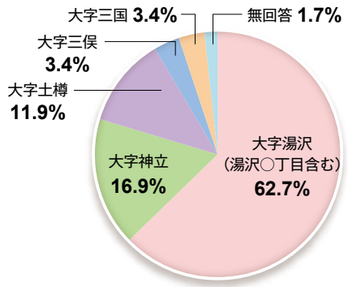

事業者

【湯沢町において営業している期間】

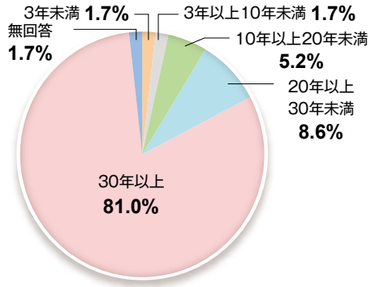

業種は「建設業」と「卸売･小売･飲食業」で40%近くを占めています。従業者数では「３０人以上」が最も多いことがわかります。事業所のある地域は、湯沢地区と神立地区で８０%近くを占めています。

【問２】事業者として、環境問題や環境保全について興味がありますか。

事業者

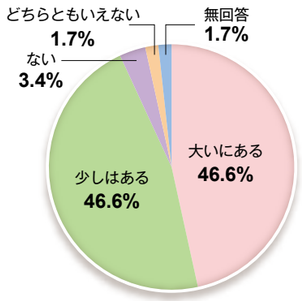

「大いにある」と「少しはある」の合計が９０%以上と、多くの事業者が環境に対して興味があることがわかります。

【問３】事業者として、地球環境問題（温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、砂漠化、野生生物の減少、海洋汚染、有害廃棄物の廃棄など）についてどのように思いますか。

事業者

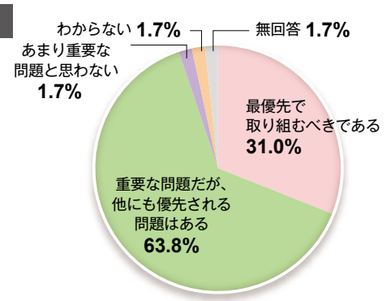

環境問題や環境保全については、多くの事業者が興味をもっていましたが、地球環境問題の優先度については、「重要な問題だが、他にも優先される問題はある」が６０%以上を占め、「最優先で取り組むべきである」の３１%を大きく上回っていることがわかります。

【問４】事業者として、環境保全について次のどれに賛成ですか。

事業者

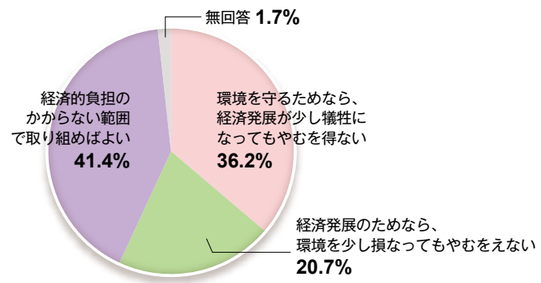

「経済的負担のかからない範囲で取り組めばよい」と「環境を守るためなら、経済発展が少し犠牲になってもやむを得ない」の合計が８０%近くを占めていることから、それぞれの事業者が可能な範囲で何らかの取り組みにより環境保全を行おうとする意識がうかがえます。

【問５】事業者として環境に配慮する取り組みを行っていますか。

事業者

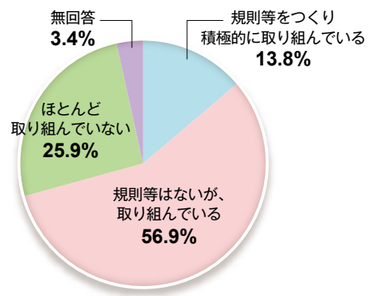

「規則等をつくり積極的に取り組んでいる」と「規則等はないが、取り組んでいる」の合計が７０%以上を占めていることから、多くの事業者が環境に配慮する取り組みに自主的に取り組んでいることがわかります。

【問６】問５で１〈規則等をつくり積極的に取り組んでいる〉、２〈規則等はないが、取り組んでいる〉に○を付けた方にうかがいます。あなたの事業所で行っている環境に配慮する取り組みについて、該当するものに○を付けてください。（いくつでも可）

事業者

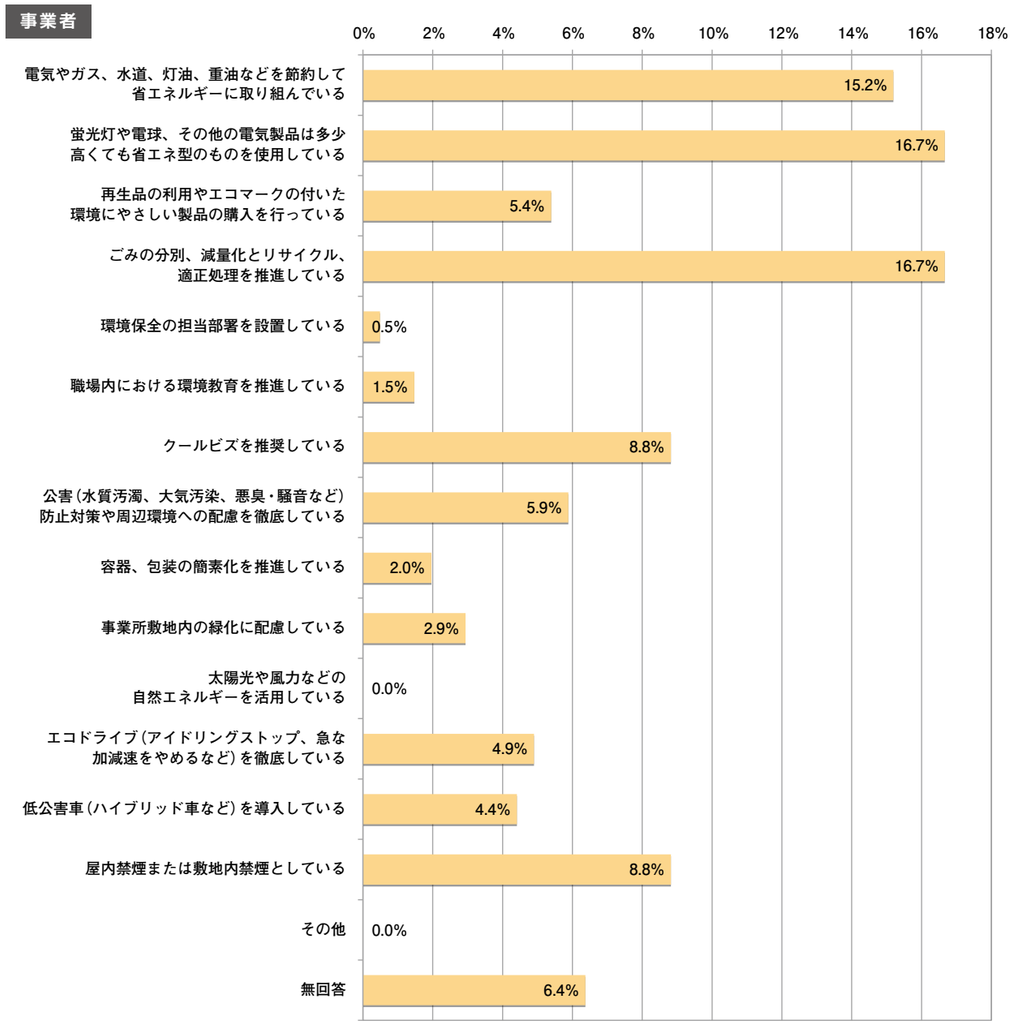

環境に配慮する取り組みとして、「蛍光灯や電球、その他の電気製品は多少高くても省エネ型のものを使用している」、「ごみの分別、資源化とリサイクル、適正処理を推進している」、「電気やガス、水道、灯油、重油などを節約して省エネルギーに取り組んでいる」が高いことがわかります。事業活動の中で行っている環境に配慮する取り組みについては、問４の回答で「経済的負担のかからない範囲で取り組めばよい」と「環境を守るためなら、経済発展が少し犠牲になってもやむを得ない」の割合が高いことと関連していると考えられます。

【問７】湯沢町では、再生可能エネルギーの活用を図り、地球温暖化対策及び低炭素・循環型社会を推進することを目的に、対象機器の設置費用の一部を補助しています。町が行っている補助制度のうち、あなたが利用してみたいものがあれば○を付けて下さい。（いくつでも）

事業者

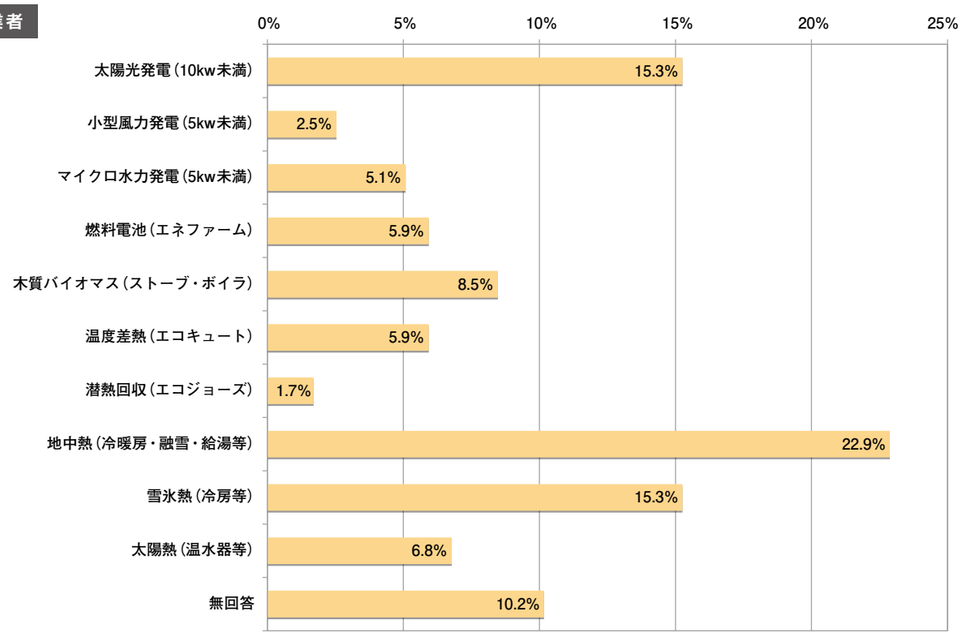

【問８】湯沢町に問７のような環境に配慮した設備に対する補助制度があることを知っていますか。

事業者

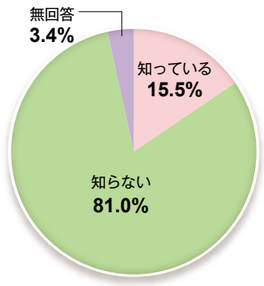

再生可能エネルギーの活用のための対象機器設置費補助制度について、利用してみたいものとして、「地中熱」が最も高く、次いで「太陽光発電」と「雪氷熱」が高いことがわかります。

また、補助制度があることを「知っている」が１５％程度に対して「知らない」が８０％以上を占めていることから、町民と同様に補助制度を知らない事業者が多いことがわかります。

【問９】事業者として、今後、環境問題にどのように取り組んでいきたいとお考えですか。

事業者

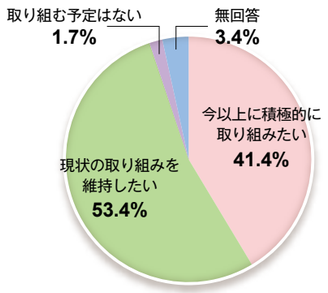

「現状の取り組みを維持したい」の割合が半数以上と最も多く、「今以上に積極的に取り組みたい」も４１％程度を占めていることから、環境問題へ前向きに取り組もうとする事業者が多いことがわかります。

【問１０】環境問題への取り組みを進める上で問題があるとすれば何ですか。

事業者

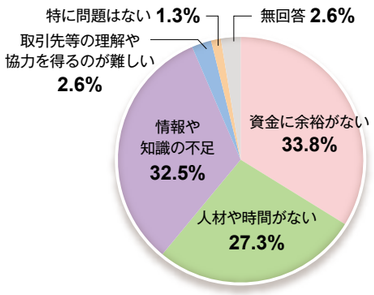

「資金に余裕がない」と「情報や知識の不足」の割合がともに３０％以上を占めているほか、「人材や時間がない」も２７％程度を占めていることから、事業者の今以上の取り組みにおける課題が複合的であることがうかがえます。

【問１１】環境問題への取り組みに関し、事業者として行政に何を望みますか。

事業者

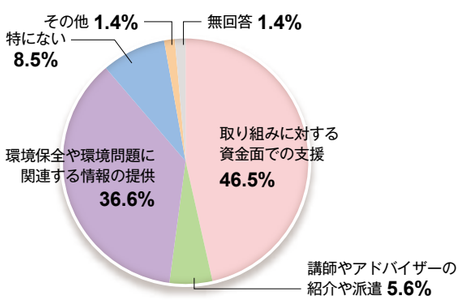

「取り組みに対する資金面での支援」の割合が最も多く、次いで「環境保全や環境問題に関連する情報の提供」の順に多くなっています。問１０で環境問題への取り組みにおける問題として事業者が挙げた「資金や情報･知識の不足」と関連していることがうかがえます。環境問題へ前向きに取り組みたいという事業者は多いものの、資金面での支援がなければ、今以上の取り組みはできないと多くの事業者が考えていることがわかります。しかし、環境に関する情報の積極的な提供により、事業者が資金をかけずにできる取り組みの選択肢が広がることも考えられます。

資料３　湯沢町環境審議会委員

区　分		氏　名	役職等	備　考
（１）	環境保全活動に関する学識や経験を有する者	高橋　正明	湯沢里山クラブ代表	会　長
		飯田　千香子	新潟県自然環境保護員	
（２）	一般町民	清水　守		副会長
		関　　明美		
		西山　文隆		
（３）	事業者及び事業者団体の者	髙橋　賢治	商工会青年部長	
		野口　美枝子	商工会女性部長	
		関　　秋光	苗場かぐら観光協議会長	
		南雲　善則	滝の又農産代表	
（４）	関係行政機関の職員	柴田　敏行	南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター長	

資料４　湯沢町環境基本計画推進庁内会議委員

課　名	Ｒ１年度委員	Ｒ２年度委員
環境農林課（事務局）	古川　健一	古川　健一
	田村　康大	角谷　淳史
	山岸　甲斐斗	山岸　甲斐斗
総務管理課	熊谷　健志	熊谷　健志
企画政策課	山崎　開	山崎　開
観光商工課	田村　淳	笛田　利広
建　設　課	青木　遥尚	青木　遥尚
上下水道課	若井　則之	中澤　和志
健康増進課	関　　明子	関　　明子
福祉介護課	南雲　一也	南雲　一也
教　育　課	井熊　靖	田村　淳

資料５　第２次湯沢町環境基本計画策定経過

年　月	内　　容
令和元年　　９月	環境基本計画推進庁内会議の設置 第１回庁内会議 • 計画策定スケジュールについて • アンケート内容の確認について
令和元年１１月～１２月	次期環境基本計画策定のためのアンケート調査の実施
令和２年　　３月	次期環境基本計画策定のためのアンケート調査結果の取りまとめ
令和２年　　７月	第２回庁内会議 ・アンケート結果について ・アンケート結果を踏まえた第１次計画の検証について （１）目標に向けた取り組みにおける現状分析と課題抽出 （２）目標値の再設定及び指標の見直し （３）取り組みの見直し
８月	環境審議会の設置 第１回環境審議会 • 会長及び副会長選出 • アンケート結果について • 計画策定スケジュールについて • 審議会の進め方について
９月	第３回庁内会議 • 次期環境基本計画案の策定
１０月	第２回環境審議会 • 次期環境基本計画案について諮問 • 次期環境基本計画案について審議
１２月	第３回環境審議会 • 次期環境基本計画案について審議 • 次期環境基本計画案について答申 第４回庁内会議 • 次期環境基本計画案の最終確認
令和３年　　１月～２月	パブリックコメントの実施
３月	第２次湯沢町環境基本計画策定

第２次湯沢町環境基本計画

令和３年３月
発行／湯沢町役場　環境農林課
〒９４９-６１９２　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立３００番地
TEL：０２５-７８８-０２９１
FAX：０２５-７８４-３５８２